

第 1 章 大氣環境

第1章 大気環境

1 大気汚染に係る環境基準等

表 1-1 大気汚染に係る環境基準（二酸化硫黄等）

大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、改正 昭和 48 年環境庁告示第 35 号、昭和 53 年環境庁告示第 38 号、昭和 56 年環境庁告示第 47 号、平成 8 年環境庁告示第 73 号）二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、改正 平成 8 年環境庁告示第 74 号）

物質名	環境基準	評価方法※	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下であること。 ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。		年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値が、0.06ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値または 8 時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下であること。 ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した値が 0.10mg/m ³ 以下であること。 ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	5時から 20 時の昼間時間帯において、年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	

※ 1 日平均値に関しては、1 日 20 時間以上の測定時間を有する「有効測定日」のみが対象。

長期的評価には、年間測定時間が 6,000 時間以上の測定が行われた「有効測定局」であることが必要。

表 1-2 微小粒子状物質に係る環境基準

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号)

物質名	環境基準	評価方法※	
		短期的評価	長期的評価
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。		長期基準に関する評価は、測定結果の 1 年平均値を長期基準 (1 年平均値) と比較する。 短期基準に関する評価は、測定結果の年間 98 パーセンタイル値を代表値として選択し、短期基準 (1 日平均値) と比較する。

※ 1 日平均値に関しては、1 日 20 時間以上の測定時間を有する「有効測定日」のみが対象。
長期的評価には、年間 250 日以上有効測定日であることが必要。

＜微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起情報について＞

1 注意喚起情報の発令基準

大気中の PM2.5 濃度が以下の判断基準に達した場合、愛知県が発令します。

主体	注意喚起指針等
国	注意喚起のための暫定的な指針 (H25. 3. 1) ・ 日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に注意喚起を行うことが適当 (暫定指針値)
愛知県	愛知県による注意喚起情報の発令基準 (H26. 12. 22～) 【発令基準】 ・ 県内を 3 区域に分け、区域ごとに判断 (豊田市は西三河区域) (ア) 各測定局における午前 5 時から 7 時までの 1 時間値の平均値を区域ごとに高い順に並べて、2 番目に大きい数値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき (イ) 各測定局における午前 5 時から正午まで、午前 5 時から午後 1 時まで、午前 5 時から午後 2 時まで、午前 5 時から午後 3 時まで及び午前 5 時から午後 4 時までの 1 時間値の平均値を区域ごとに高い順に並べて、最大値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき 【解除基準】 ・ 注意喚起の判断基準値を超過した測定局において、1 時間値が 2 時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下になったとき

2 注意喚起情報の内容

- ・ 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- ・ やむを得ず外出する場合は、マスクを着用するなど対策をとる。
- ・ 呼吸器系や循環器系疾患のある方、子供や高齢者は、体調に応じてより慎重に行動する。

＜微小粒子状物質 (PM2.5) と浮遊粒子状物質 (SPM) の違いについて＞

PM2.5 とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下のものをいいます。
 $2.5 \mu\text{m}$ とは、 2.5mm の 1,000 分の 1 であり、微小な粒子であることから、呼吸器系の奥深くまで入りやすく、人の健康に影響 (肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響) を及ぼすことが懸念されています。PM2.5 は、物の燃焼などによって直接排出されるものと、大気中で化学反応により生成されるものとがありますが、原因がはっきりわかっているわけではありません。

SPM とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下のものをいいます。微

小さな粒子で降下しにくいいため、大気中に長時間滞留し、吸い込むと肺や気管などに沈着し、高濃度の場合は呼吸器に影響を及ぼします。燃焼により生成し、工場等から排出されるばいじんや、破碎、選別、堆積によって発生する粉じん、ディーゼル車等自動車の排出ガスに含まれる黒煙等、直接放出されるもの、硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中で粒子状に変化して生成するもの、黄砂や土壌粒子の巻き上げ等自然由来のものがあります。

表 1-3-1 大気汚染に係る環境基準（ベンゼン等）

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号、改正 平成 13 年環境省告示第 30 号、平成 30 年環境省告示第 100 号）

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について
(昭和 51 年 8 月 17 日環境庁通知)

物 質	環境上の条件
非メタン炭化水素	午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値が、0. 20ppmC から 0. 31ppmC の範囲にあること。

表 1-3-2 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

物 質	環境上の条件	答申
アクリロニトリル	年平均値が 2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	第七次
塩化ビニルモノマー	年平均値が 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
水銀及びその化合物	年平均値が 40 ng Hg/ m^3 以下	
ニッケル化合物	年平均値が 25 ng Ni/ m^3 以下	
クロロホルム	年平均値が 18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	第八次
1, 2-ジクロロエタン	年平均値が 1. 6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
1, 3-ブタジエン	年平均値が 2. 5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
ヒ素及びその化合物	年平均値が 6 ng As/ m^3 以下	第九次
マンガン及びその化合物	年平均値が 0. 14 μg Mn/ m^3 以下	第十次
塩化メチル	年平均値が 94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	第十二次
アセトアルデヒド	年平均値が 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	

<今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十二次答申)>

令和 2 年 8 月 20 日に中央環境審議会会長より環境大臣に答申された第十二次答申では、①指針値が示されていない 9 物質のうち、塩化メチル及びアセトアルデヒドについて、指針値が設定されました。また、②「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」の一部が改定され、全体構成の再整理、付属資料として収集する曝露評価情報の整理等が行われました。

2 大気汚染常時監視調査

【環境基準】

- ・環境基本法第 16 条
- ・大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）〈表 1-1 参照〉
- ・二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号）〈表 1-1 参照〉
- ・微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号）〈表 1-2 参照〉

【根 拠】

大気汚染防止法第 22 条「大気汚染状況の常時監視」

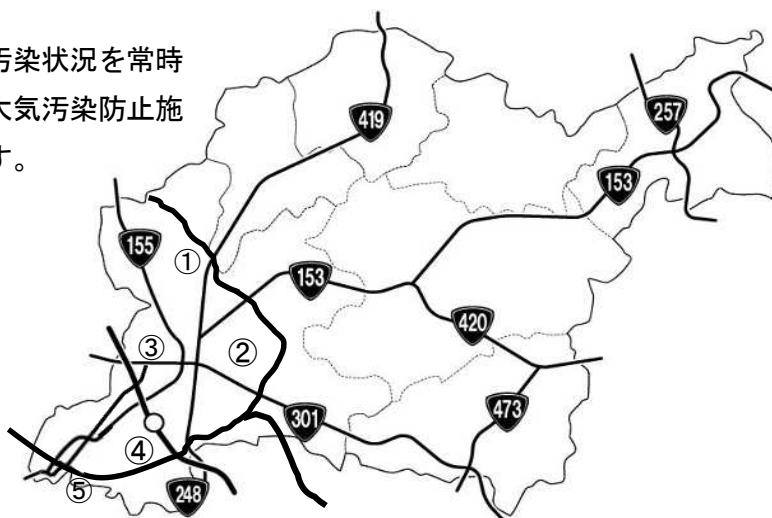
【処理基準】

大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号 環管自第 75 号、改正 平成 17 年 6 月 29 日、平成 19 年 3 月 29 日、平成 22 年 3 月 31 日、平成 23 年 7 月 1 日、平成 25 年 8 月 30 日、平成 28 年 9 月 26 日、令和 4 年 3 月 31 日、令和 5 年 11 月 9 日環水大管発第 2311092 号 環水大モ発第 2311092 号）

【調査概要】

市内 5 か所の大気測定局で、大気汚染状況を常時測定し、環境基準の適否を判定し、大気汚染防止施策等の基礎資料として利用しています。

（1）測定地点



	局 名	所 在 地
①	北部局（加納町）（平成 2 年度設置）《一般局》	加納町西股 75 （加納小学校）
②	東部局（宝来町）（平成 3 年度設置）《一般局》	宝来町 4-758-10 （東山体育センター）
③	中部局（三軒町）（昭和 47 年度設置）《一般局》 （平成 14 年度まで県管理）	三軒町 6-23-5 （衣丘小学校）
④	南部局（竹元町）（昭和 50 年度設置）《一般局》 （平成 14 年度まで県管理）	竹元町南細畔 3 （豊田工科高校）
⑤	新田局（花園町）（平成 16 年度設置）《自排局》 （令和 2 年度から伊勢湾岸自動車道関連環境調査と共用）	花園町新田 42-7 （中日本高速道路(株) 豊田南第一料金所）

図 1-1 大気汚染測定地点

(2) 測定項目及び測定方法

表 1-4 測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法※	測定局				
		北部	東部	中部	南部	新田
二酸化硫黄 (SO ₂)	溶液導電率法又は 紫外線蛍光法 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号及び大気汚染防止法施行規則第 18 条)	—	—	○	—	○
窒素酸化物 (NO+NO ₂) 二酸化窒素 (NO ₂) 一酸化窒素 (NO)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又は オゾンを用いる化学発光法 (昭和 53 年環境庁告示 38 号及び大気汚染防止法施行規則 18 条)	○	—	○	○	○
一酸化炭素 (CO)	非分散型赤外分析法 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号及び大気汚染防止法施行規則第 18 条)	—	—	○	—	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	光散乱法、圧電天びん法又は β線吸収法 (昭和 56 年環境庁告示第 47 号及び大気汚染防止法施行規則第 18 条)	○	—	○	○	○
光化学オキシダント (Ox)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、 紫外線吸収法 又はエチレンを用いる化学発光法 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号及び大気汚染防止法施行規則第 18 条)	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM2.5)	・自動測定機による測定 濾過捕集による質量濃度測定方法又は この方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法 (平成 21 年環境省告示第 33 号)	○	○	○	○	○
炭化水素 (HC) 非メタン炭化水素 (NMHC) メタン (CH ₄)	直接測定法 (昭和 52 年 3 月 29 日付け環大企第 61 号)	○	○	○	—	—
気象 (風向・風速、温度・湿度)	気象庁又は気象庁長官登録検定機関の検定を受けた測定器 (環境大気常時監視マニュアル第 6 版による。)	○	○	○	○	○ *1

○：測定項目を示す

※ 市の調査で採用している方法を太字で示す

*1 風向・風速のみ

【調査結果の概要】

- ・ 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は、測定を行っている全ての測定局で環境基準を達成しました。
- ・ 光化学オキシダントは、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。全国的にも達成している所はほとんどありません。

表 1-5 市内大気測定局の環境基準の達成状況（令和 6 年度）

物質名		二酸化 硫黄	二酸化 窒素	一酸化 炭素	浮遊粒子 状物質	光化学 オキシダント	微小粒子 状物質
北部局 （加納町）	一般局	—	○	—	○	×	○
東部局 （宝来町）		—	—	—	—	×	○
中部局 （三軒町）		○	○	○	○	×	○
南部局 （竹元町）		—	○	—	○	×	○
新田局 （花園町）	自排局	○	○	○	○	×	○
愛知県 達成率※1	一般局	100%	100%	100%	100%	0%	100%
	自排局	100%	100%	100%	100%	0%	100%
全国 達成率※2	一般局	99.8%	100%	100%	100%	0.1%	100%
	自排局	100%	100%	100%	100%	0%	100%

達成状況、達成率は、光化学オキシダントについては短期的評価、他の項目については長期的評価に基づくもの。表中の「○」は環境基準を達成していることを示す。

※1 愛知県 令和 5 年度大気汚染調査結果（令和 6 年 6 月発表）

※2 環境省 「令和 5 年度大気汚染状況について」公表資料（令和 7 年 5 月 20 日）

【調査結果】

(1) 気象 (温度、湿度、風向、風速)

表 1-6-1 北部局 (加納町) 月別気象測定結果

年 月		温 度 (°C)			湿 度 (%)			風 向		風 速 (m/s)		
		平均値	1 時間値 の 最高値	日平均値 の 最高値	平均値	1 時間値 の 最高値	日平均値 の 最高値	最多 風向	割合 (%)	平均値	1 時間値 の 最高値	日平均値 の 最高値
R 6	4	16.6	26.7	20.1	77	99	97	N	12.6	2.0	8.4	4.5
	5	18.7	30.8	22.7	77	98	98	WNW	11.2	2.2	8.4	3.6
	6	22.6	32.4	26.7	82	99	98	N	12.6	1.7	6.7	2.3
	7	28.2	38.2	31.0	81	99	98	N	17.3	1.6	6.1	3.0
	8	29.2	39.0	31.4	79	98	98	S	10.2	1.8	6.8	2.7
	9	27.1	37.3	29.7	82	99	92	N	16.7	1.6	5.1	2.2
	10	20.8	33.1	25.1	85	98	97	N	18.0	1.4	6.8	2.6
	11	13.6	25.7	19.1	80	99	96	N	20.0	1.8	6.5	4.2
R 7	12	5.5	19.4	10.3	76	98	84	NW	19.6	2.0	6.7	3.2
	1	4.2	15.3	8.0	74	98	92	NW	18.0	2.0	7.4	3.2
	2	3.5	14.9	9.1	72	98	95	WNW	22.6	2.4	8.3	3.9
	3	9.6	23.7	16.5	72	99	97	WNW	18.4	2.4	8.9	4.7
年間		16.6	39.0	31.4	78	99	98	N	14.1	1.9	8.9	4.7

表 1-6-2 東部局（宝来町）月別気象測定結果

年 月		温 度 (°C)			湿 度 (%)			風 向		風 速 (m/s)		
		平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 最高値	平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 最高値	最多 風向	割合 (%)	平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 最高値
R 6	4	16.9	27.9	20.5	71	100	90	E	11.0	2.0	10.1	5.4
	5	19.2	30.5	22.9	71	100	95	NW	11.8	2.3	7.9	3.9
	6	23.2	32.4	27.4	76	100	97	E	12.4	1.8	5.5	2.6
	7	28.8	37.6	31.7	75	100	96	NNW	11.7	1.9	7.6	4.3
	8	29.8	39.4	32.1	73	99	95	ESE	11.3	1.9	6.4	2.9
	9	27.6	36.8	30.0	76	100	89	E	14.4	1.7	5.5	2.9
	10	21.1	31.8	25.5	80	100	94	E	10.8	1.5	6.7	2.9
	11	13.8	24.6	19.3	75	100	94	NNW	13.6	1.9	7.9	5.5
	12	5.7	18.5	10.1	70	98	79	NW	16.3	2.0	8.6	3.7
	1	4.2	14.4	7.3	69	100	90	CALM	21.3	1.8	7.9	3.5
	2	3.7	15.0	9.0	65	100	92	NW	22.5	2.7	10.0	5.1
	3	9.7	24.2	16.7	68	100	95	NW	18.2	2.4	9.7	4.6
年間		17.0	39.4	32.1	72	100	97	NW	11.0	2.0	10.1	5.5

表 1-6-3 中部局（三軒町）月別気象測定結果

年 月		温 度 (°C)			湿 度 (%)			風 向		風 速 (m/s)		
		平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 最高値	平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 最高値	最多 風向	割合 (%)	平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 最高値
R 6	4	17.2	27.9	20.8	69	98	90	NW	14.3	2.7	11.8	7.2
	5	19.4	30.6	23.0	69	98	95	NW	13.8	2.9	10.5	4.4
	6	23.3	32.7	27.6	74	98	97	NE	13.8	2.4	7.2	2.9
	7	29.0	38.3	32.1	74	98	97	NE	16.5	2.5	8.4	4.4
	8	29.7	39.3	32.1	73	98	95	NE	12.9	2.5	7.1	3.4
	9	27.7	36.8	30.3	75	98	87	NE	16.4	2.3	6.3	3.4
	10	21.4	33.3	26.1	77	98	94	NE	16.0	2.2	7.7	3.9
	11	14.3	25.4	19.3	70	98	95	NNW	19.0	2.6	9.0	6.0
	12	6.4	18.6	11.8	64	91	74	NW	18.5	2.7	9.1	4.2
R 7	1	5.0	14.7	8.5	62	97	81	NW	24.3	2.6	8.1	4.3
	2	4.3	15.2	9.5	60	97	89	NW	28.4	3.1	10.1	5.9
	3	10.4	23.4	16.7	63	98	93	NW	27.8	3.1	9.2	5.6
年間		17.3	39.3	32.1	69	98	97	NW	15.2	2.6	11.8	7.2

表 1-6-4 南部局（竹元町）月別気象測定結果

年 月		温 度 (°C)			湿 度 (%)			風 向		風 速 (m/s)		
		平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 最高値	平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 最高値	最多 風向	割合 (%)	平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 最高値
R 6	4	18.8	30.0	22.6	71	100	91	NW	13.5	2.9	11.1	6.8
	5	21.1	34.1	25.6	69	100	97	NW	15.7	3.4	10.9	5.6
	6	25.2	35.7	29.6	73	100	99	S	12.4	2.7	8.9	3.2
	7	31.1	39.8	34.5	72	100	99	NNW	14.0	2.7	8.3	5.2
	8	31.5	39.8	34.3	71	99	98	S	12.6	2.8	9.4	4.2
	9	29.5	39.8	33.0	74	99	89	S	13.9	2.5	8.0	3.9
	10	22.9	36.5	28.1	77	99	97	NNW	17.2	2.4	8.7	4.6
	11	15.9	29.1	20.9	69	99	97	NNW	22.1	2.8	9.4	6.6
	12	8.6	23.6	13.9	63	93	71	NW	21.9	2.9	9.4	4.9
	1	7.3	19.8	11.1	61	98	82	NW	22.4	2.9	10.5	5.2
	2	6.3	18.9	11.5	61	97	90	NW	28.6	3.3	11.6	6.5
	3	10.4	23.3	16.6	68	100	97	NW	27.8	3.3	10.0	6.3
年間		19.1	39.8	34.5	69	100	99	NW	15.6	2.9	11.6	6.8

表 1-6-5 新田局（花園町）月別気象測定結果

年 月		風 向		風 速 (m/s)		
		最多 風向	割合 (%)	平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 最高値
R 6	4	WNW	25.6	1.5	6.6	3.6
	5	SE	21.8	1.9	7.0	3.4
	6	SE	22.9	1.3	4.4	2.0
	7	WNW	26.9	1.3	5.8	2.8
	8	SE	29.4	1.5	4.8	2.5
	9	SE	29.0	1.3	5.0	2.2
	10	WNW	24.1	1.1	6.3	2.8
	11	WNW	40.7	1.2	5.7	2.8
	12	WNW	39.7	1.2	5.6	2.8
R 7	1	WNW	41.7	1.4	6.5	2.5
	2	WNW	45.7	1.9	7.5	3.6
	3	WNW	44.1	1.7	7.2	3.7
年間		WNW	29.3	1.4	7.5	3.7

(2) 二酸化硫黄

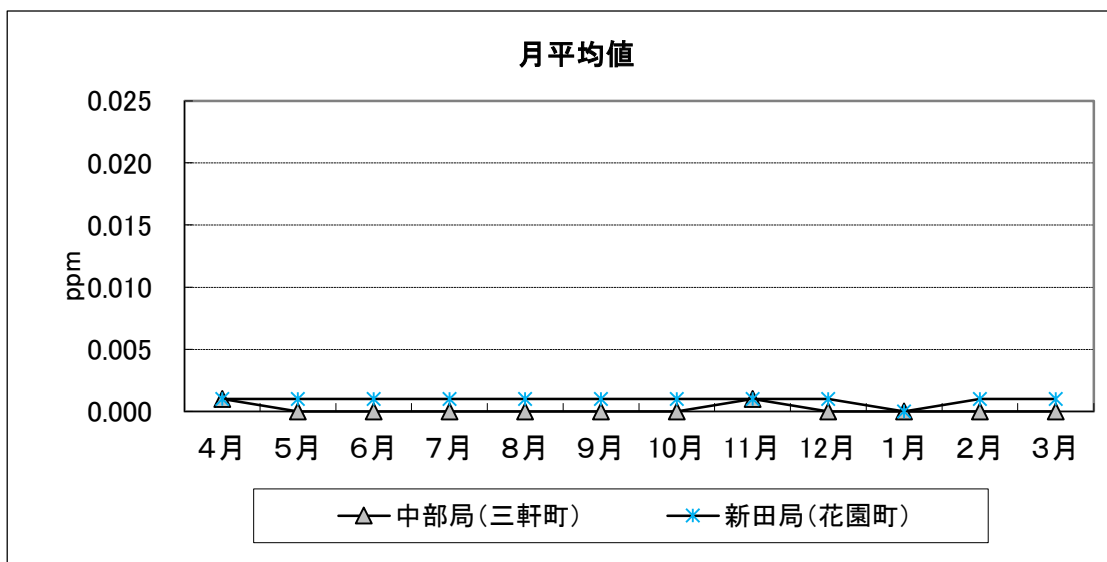
表 1-6-6 月別二酸化硫黄測定結果

測定局	項 目	R 6										R 7		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
中部局 (三軒町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	30	30	30	31	30	31	27	28	31	
	測 定 時 間 (時間)	712	736	713	721	726	712	734	712	732	682	665	736	
	月 平 均 値 (ppm)	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	
	1 時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.003	0.002	0.004	0.003	0.002	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	
新田局 (花園町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	29	31	30	31	30	29	31	28	31	
	測 定 時 間 (時間)	712	736	712	713	736	712	734	712	708	736	665	736	
	月 平 均 値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	
	1 時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.004	0.004	0.004	0.003	0.006	0.007	0.003	0.003	0.004	0.003	0.007	0.006	
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	

表 1-6-7 二酸化硫黄 経年変化

測定局	年度	有効 測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1 時間値 の最高値	日平均値 の 2 % 除外値	日平均値が 0.04ppmを超え た日が 2 日以上 連続したことの 有無	環境基準の 達成状況
					1 時間値が 0.1ppmを 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数と その割合					
		〔日〕	〔時間〕	〔ppm〕	〔時間〕	〔%〕	〔日〕	〔%〕	〔ppm〕	〔ppm〕	〔有×・無○〕	〔達成○・非達成×〕
中部局 (三軒町)	R 2	358	8,577	0.001	○	0.0	○	0.0	0.007	0.002	○	○
	R 3	361	8,599	0.001	○	0.0	○	0.0	0.005	0.001	○	○
	R 4	362	8,632	0.001	○	0.0	○	0.0	0.005	0.001	○	○
	R 5	362	8,625	0.000	○	0.0	○	0.0	0.007	0.001	○	○
	R 6	359	8,581	0.000	○	0.0	○	0.0	0.004	0.001	○	○
新田局 (花園町)	R 2	361	8,622	0.001	○	0.0	○	0.0	0.009	0.002	○	○
	R 3	358	8,552	0.001	○	0.0	○	0.0	0.012	0.002	○	○
	R 4	362	8,629	0.001	○	0.0	○	0.0	0.009	0.002	○	○
	R 5	364	8,651	0.001	○	0.0	○	0.0	0.007	0.001	○	○
	R 6	361	8,612	0.001	○	0.0	○	0.0	0.007	0.002	○	○

月別変化



経年変化

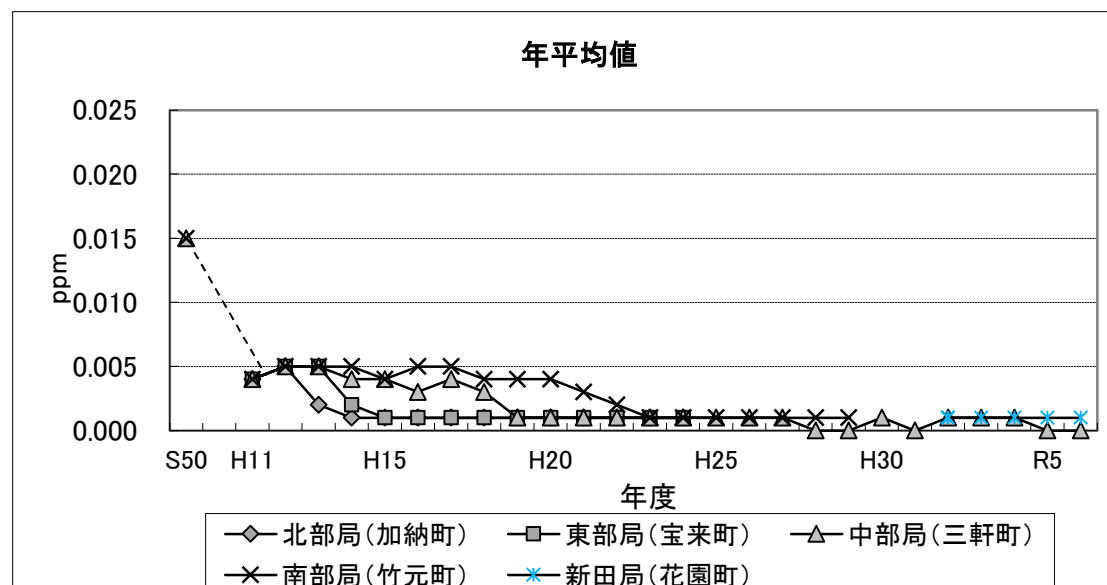
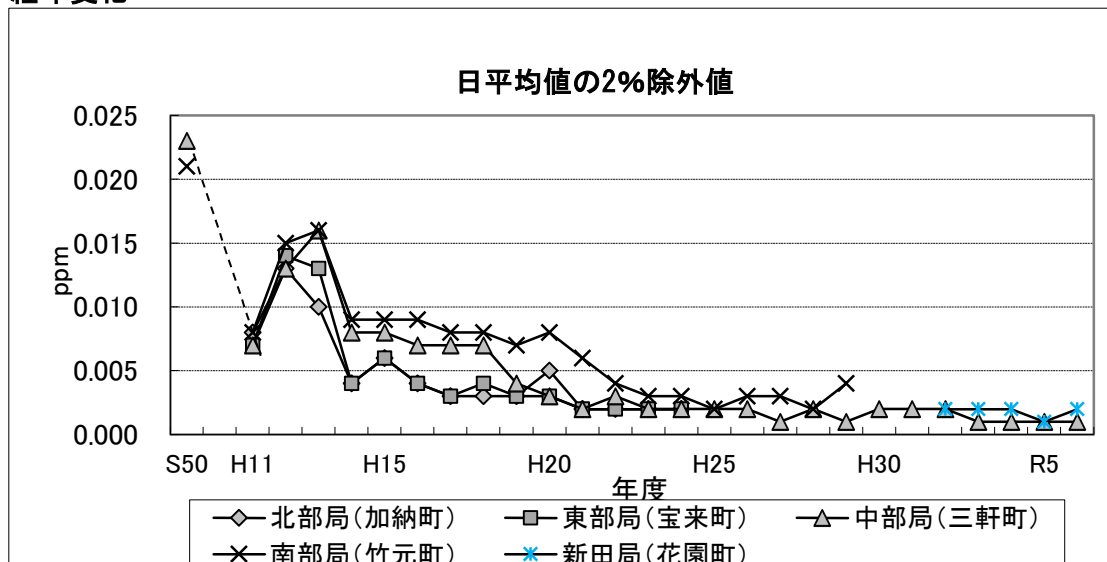


図 1-2 二酸化硫黄の月別変化・経年変化

(3) 二酸化窒素

表 1-6-8 月別二酸化窒素測定結果

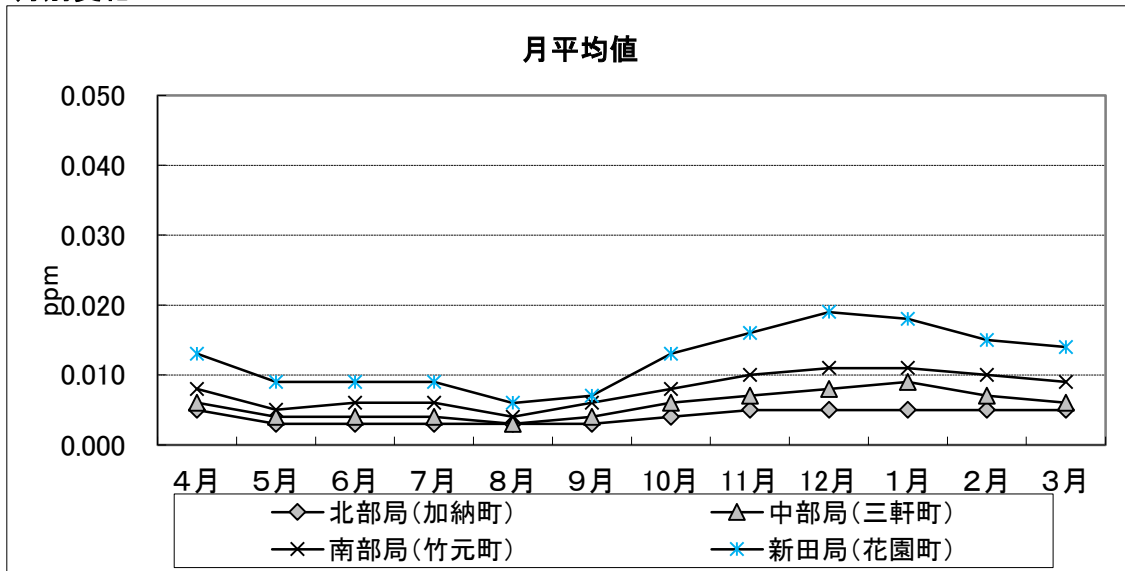
測定局	項 目	R 6										R 7		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
北部局 (加納町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	29	
	測 定 時 間 (時間)	713	736	713	735	739	712	735	712	737	737	663	707	
	月 平 均 値 (ppm)	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.017	0.011	0.014	0.013	0.013	0.015	0.017	0.017	0.018	0.025	0.022	0.018	
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.010	0.005	0.006	0.006	0.006	0.006	0.009	0.010	0.008	0.012	0.009	0.007	
	1 時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1 時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日 平 均 値 が 0.06ppm を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中部局 (三軒町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	30	30	29	31	30	31	30	31	29	28	31	
	測 定 時 間 (時間)	712	731	715	702	738	712	734	712	736	707	664	736	
	月 平 均 値 (ppm)	0.006	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.006	0.007	0.008	0.009	0.007	0.006	
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.019	0.015	0.021	0.022	0.017	0.017	0.026	0.026	0.037	0.040	0.031	0.024	
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.013	0.008	0.009	0.010	0.007	0.008	0.015	0.017	0.013	0.019	0.013	0.012	
	1 時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1 時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日 平 均 値 が 0.06ppm を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

測定局	項 目	R 6										R 7			
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月		
南部局 (竹元町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	30	31	29	28	31
	測 定 時 間 (時間)	712	736	713	728	737	712	734	712	737	707	664	736		
	月 平 均 値 (ppm)	0.008	0.005	0.006	0.006	0.004	0.006	0.008	0.010	0.011	0.011	0.010	0.009		
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.032	0.026	0.021	0.025	0.018	0.025	0.038	0.034	0.041	0.040	0.061	0.035		
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.019	0.010	0.013	0.014	0.009	0.013	0.019	0.020	0.019	0.022	0.023	0.018		
	1 時間値が [△] 0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	1 時間値が [△] 0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	日 平 均 値 が [△] 0.06ppm を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
新田局 (花園町)	日平均値が [△] 0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	29	31	30	31	30	31	31	27	30		
	測 定 時 間 (時間)	712	736	713	707	736	713	734	712	736	736	649	722		
	月 平 均 値 (ppm)	0.013	0.009	0.009	0.009	0.006	0.007	0.013	0.016	0.019	0.018	0.015	0.014		
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.046	0.053	0.037	0.033	0.031	0.039	0.053	0.043	0.066	0.061	0.043	0.039		
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.027	0.019	0.020	0.018	0.012	0.017	0.023	0.026	0.031	0.034	0.030	0.025		
	1 時間値が [△] 0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	1 時間値が [△] 0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	日 平 均 値 が [△] 0.06ppm を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	日平均値が [△] 0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

表 1-6-9 二酸化窒素 経年変化

測定局	年度	有効 測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	環境基準の 達成状況
					日平均値が0.06ppm を超えた日数と その割合		日平均値が0.04ppm 以上0.06ppm以下の 日数とその割合				
		〔日〕	〔時間〕	〔ppm〕	〔時間〕	〔%〕	〔日〕	〔%〕	〔ppm〕	〔ppm〕	〔達成○・非達成×〕
北部局 (加納町)	R2	365	8,656	0.006	0	0.0	0	0.0	0.040	0.012	○
	R3	363	8,642	0.004	0	0.0	0	0.0	0.028	0.009	○
	R4	363	8,637	0.004	0	0.0	0	0.0	0.037	0.010	○
	R5	364	8,663	0.004	0	0.0	0	0.0	0.032	0.016	○
	R6	363	8,639	0.004	0	0.0	0	0.0	0.025	0.008	○
中部局 (三軒町)	R2	357	8,557	0.007	0	0.0	0	0.0	0.053	0.017	○
	R3	361	8,609	0.006	0	0.0	0	0.0	0.040	0.014	○
	R4	361	8,607	0.006	0	0.0	0	0.0	0.054	0.015	○
	R5	362	8,633	0.006	0	0.0	0	0.0	0.041	0.020	○
	R6	360	8,599	0.006	0	0.0	0	0.0	0.040	0.013	○
南部局 (竹元町)	R2	361	8,606	0.009	0	0.0	0	0.0	0.047	0.021	○
	R3	361	8,617	0.009	0	0.0	0	0.0	0.045	0.020	○
	R4	359	8,567	0.008	0	0.0	0	0.0	0.054	0.019	○
	R5	362	8,646	0.008	0	0.0	0	0.0	0.040	0.025	○
	R6	362	8,628	0.008	0	0.0	0	0.0	0.061	0.019	○
新田局 (花園町)	R2	361	8,618	0.014	0	0.0	0	0.0	0.058	0.030	○
	R3	356	8,522	0.014	0	0.0	0	0.0	0.067	0.029	○
	R4	360	8,593	0.013	0	0.0	0	0.0	0.066	0.028	○
	R5	362	8,621	0.012	0	0.0	0	0.0	0.064	0.030	○
	R6	361	8,606	0.012	0	0.0	0	0.0	0.066	0.027	○

月別変化



経年変化

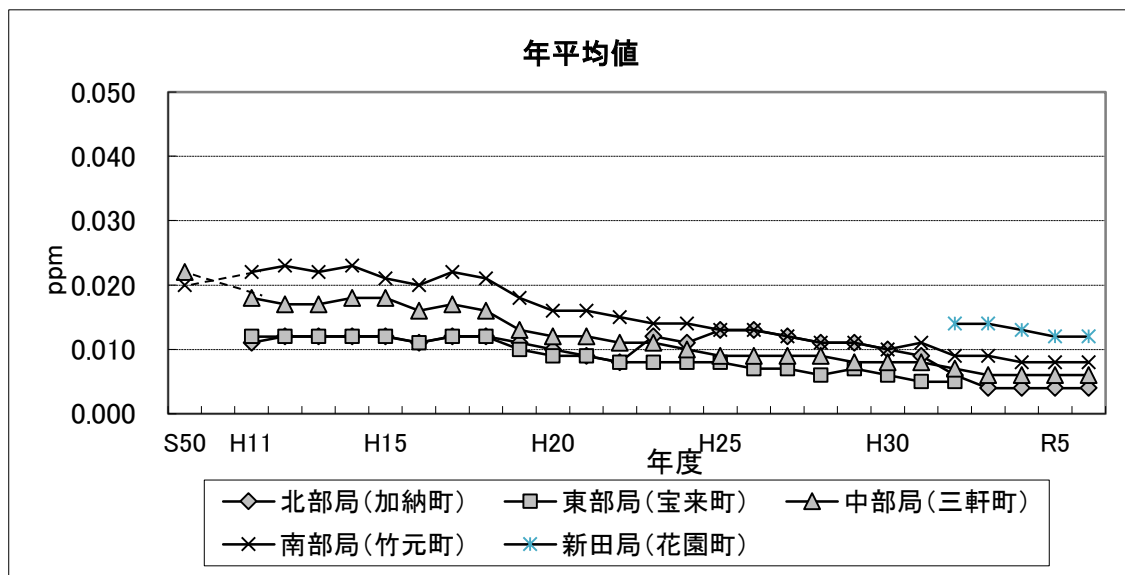
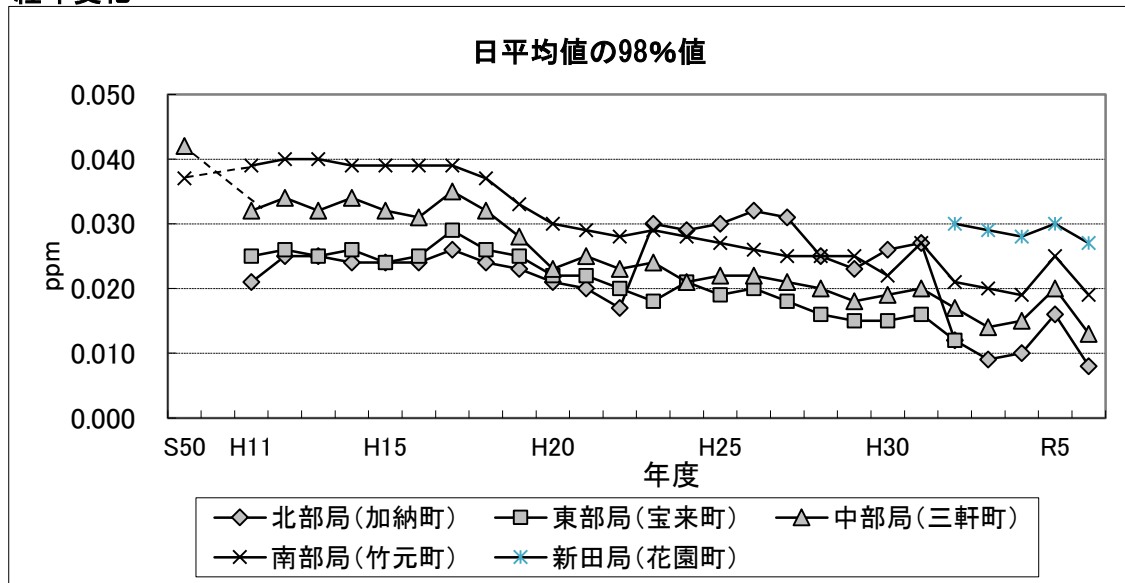


図 1-3 二酸化窒素の月別変化・経年変化

(4) 一酸化窒素

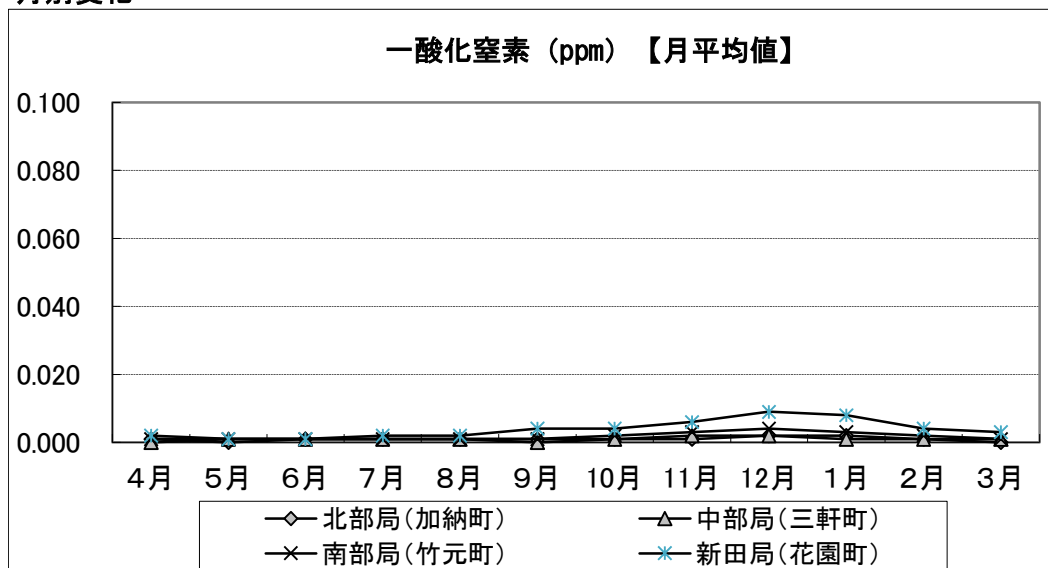
表 1-6-10 月別一酸化窒素測定結果

測定局	項 目	R 6										R 7		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
北部局 (加納町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	29	
	測 定 時 間 (時間)	713	736	713	735	739	712	735	712	737	737	663	707	
	月 平 均 値 (ppm)	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.000	
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.005	0.006	0.004	0.005	0.010	0.007	0.009	0.012	0.014	0.016	0.012	0.013	
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004	0.002	0.002	
中部局 (三軒町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	30	30	29	31	30	31	30	31	29	28	31	
	測 定 時 間 (時間)	712	731	715	702	738	712	734	712	736	707	664	736	
	月 平 均 値 (ppm)	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.004	0.009	0.004	0.055	0.004	0.004	0.012	0.015	0.030	0.024	0.011	0.021	
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.001	0.003	0.001	0.003	0.001	0.001	0.002	0.004	0.005	0.004	0.002	0.003	
南部局 (竹元町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	29	28	31	
	測 定 時 間 (時間)	712	736	713	728	737	712	734	712	737	707	664	736	
	月 平 均 値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.003	0.004	0.003	0.002	0.001	
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.016	0.013	0.010	0.009	0.008	0.017	0.021	0.028	0.053	0.051	0.051	0.026	
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	0.005	0.007	0.012	0.011	0.007	0.004	
新田局 (花園町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	29	31	30	31	30	31	31	27	30	
	測 定 時 間 (時間)	712	736	713	707	736	713	734	712	736	736	649	722	
	月 平 均 値 (ppm)	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.004	0.004	0.006	0.009	0.008	0.004	0.003	
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.026	0.022	0.024	0.019	0.031	0.025	0.041	0.061	0.082	0.096	0.063	0.043	
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.010	0.009	0.010	0.017	0.022	0.021	0.011	0.009	

表 1-6-11 一酸化窒素 経年変化

測定局	年度	有効 測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
北部局 (加納町)	R 2	365	8, 656	0. 001	0. 031	0. 003
	R 3	363	8, 642	0. 001	0. 012	0. 002
	R 4	363	8, 637	0. 001	0. 022	0. 003
	R 5	364	8, 663	0. 001	0. 025	0. 003
	R 6	363	8, 639	0. 001	0. 016	0. 002
中部局 (三軒町)	R 2	357	8, 557	0. 001	0. 070	0. 005
	R 3	361	8, 609	0. 001	0. 034	0. 003
	R 4	361	8, 607	0. 001	0. 033	0. 003
	R 5	362	8, 633	0. 001	0. 044	0. 004
	R 6	360	8, 599	0. 001	0. 055	0. 003
南部局 (竹元町)	R 2	361	8, 606	0. 003	0. 077	0. 013
	R 3	361	8, 617	0. 002	0. 056	0. 010
	R 4	359	8, 567	0. 002	0. 057	0. 008
	R 5	362	8, 646	0. 002	0. 067	0. 011
	R 6	362	8, 628	0. 002	0. 053	0. 008
新田局 (花園町)	R 2	361	8, 618	0. 005	0. 122	0. 028
	R 3	356	8, 522	0. 004	0. 092	0. 022
	R 4	360	8, 593	0. 004	0. 077	0. 018
	R 5	362	8, 621	0. 004	0. 079	0. 022
	R 6	361	8, 606	0. 004	0. 096	0. 016

月別変化



経年変化

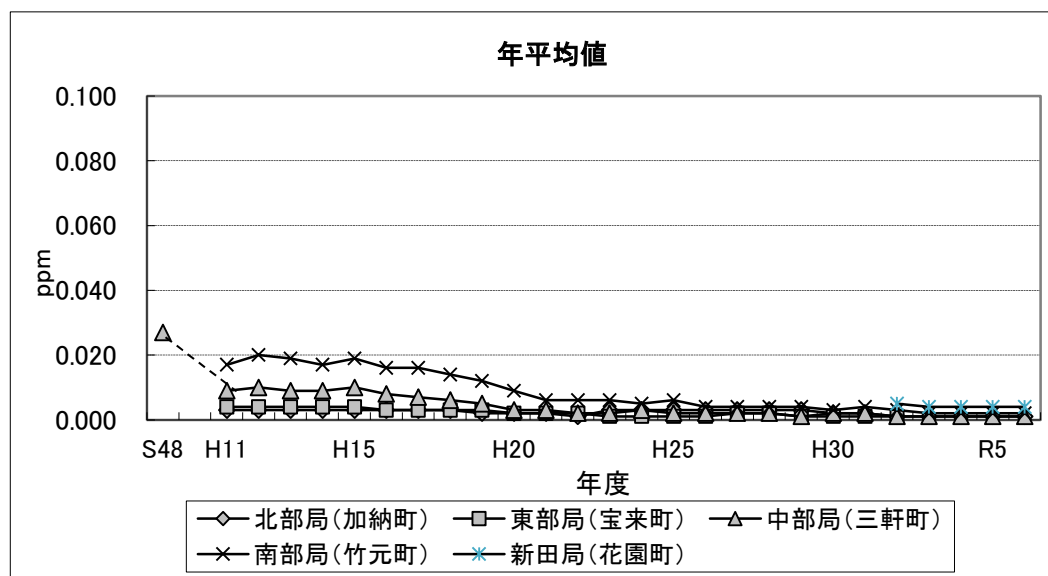
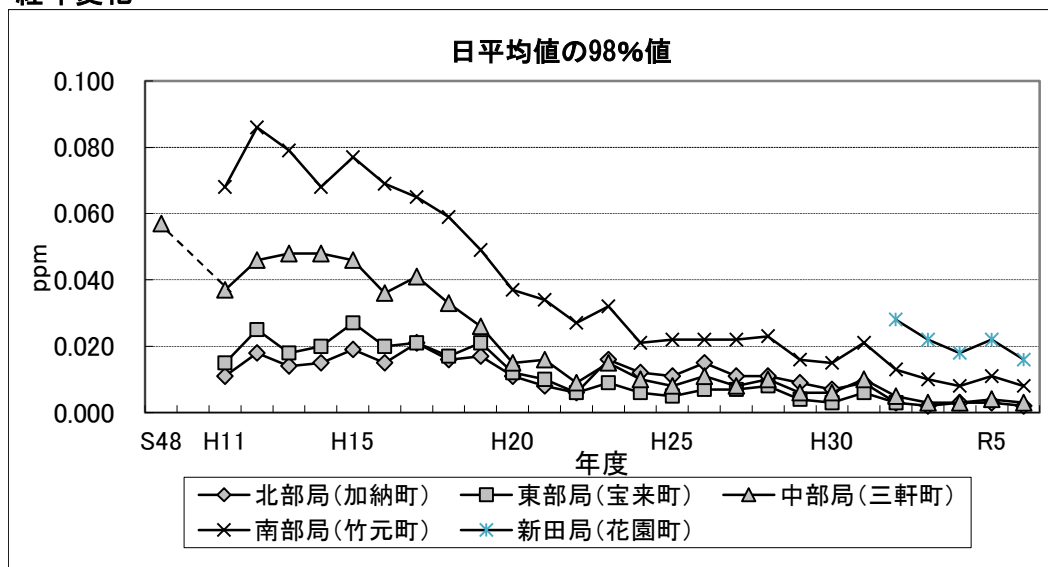


図 1-4 一酸化窒素の月別変化・経年変化

(5) 窒素酸化物

表 1-6-12 月別窒素酸化物測定結果

測定局	項 目	R 6									R 7		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
北部局 (加納町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	29
	測 定 時 間 (時間)	713	736	713	735	739	712	735	712	737	737	663	707
	月 平 均 値 (ppm)	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.006	0.006	0.007	0.006	0.005
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.020	0.011	0.015	0.015	0.014	0.016	0.019	0.023	0.028	0.036	0.031	0.021
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.011	0.006	0.007	0.007	0.007	0.007	0.011	0.012	0.011	0.015	0.010	0.008
	NO ₂ /NO _x 月平均値 (%)	87.0	89.1	79.9	71.2	77.4	78.8	80.3	79.0	74.3	76.7	85.1	91.9
中部局 (三軒町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	30	30	29	31	30	31	30	31	29	28	31
	測 定 時 間 (時間)	712	731	715	702	738	712	734	712	736	707	664	736
	月 平 均 値 (ppm)	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.007	0.009	0.010	0.010	0.008	0.007
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.020	0.020	0.021	0.064	0.017	0.018	0.029	0.032	0.052	0.054	0.034	0.042
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.014	0.011	0.010	0.010	0.008	0.009	0.017	0.020	0.016	0.023	0.014	0.015
	NO ₂ /NO _x 月平均値 (%)	95.1	81.3	88.8	85.6	87.1	89.9	83.2	78.3	80.3	87.3	92.0	91.7
南部局 (竹元町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	29	28	31
	測 定 時 間 (時間)	712	736	713	728	737	712	734	712	737	707	664	736
	月 平 均 値 (ppm)	0.009	0.006	0.007	0.007	0.005	0.007	0.010	0.013	0.015	0.014	0.012	0.011
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.043	0.028	0.024	0.030	0.020	0.029	0.041	0.045	0.079	0.073	0.089	0.046
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.021	0.011	0.015	0.015	0.010	0.014	0.024	0.022	0.028	0.032	0.028	0.021
	NO ₂ /NO _x 月平均値 (%)	90.0	88.0	88.1	82.6	84.3	80.4	81.3	77.4	73.1	76.0	81.3	87.1
新田局 (花園町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	29	31	30	31	30	31	31	27	30
	測 定 時 間 (時間)	712	736	713	707	736	713	734	712	736	736	649	722
	月 平 均 値 (ppm)	0.014	0.010	0.010	0.012	0.008	0.011	0.017	0.022	0.028	0.025	0.019	0.016
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.063	0.058	0.056	0.038	0.042	0.050	0.066	0.082	0.115	0.124	0.091	0.073
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.032	0.020	0.025	0.022	0.020	0.022	0.030	0.039	0.050	0.049	0.041	0.033
	NO ₂ /NO _x 月平均値 (%)	88.6	89.5	86.7	79.8	72.0	67.6	77.7	71.3	67.1	69.8	79.6	84.5

表 1-6-13 窒素酸化物 経年変化

測定局	年度	有効 測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	$\frac{\text{NO}_2}{\text{NO}_x}$ 年平均値
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
北部局 (加納町)	R 2	365	8,656	0.007	0.057	0.016	85.2
	R 3	363	8,642	0.005	0.036	0.011	84.0
	R 4	363	8,637	0.005	0.043	0.012	79.4
	R 5	364	8,663	0.005	0.041	0.014	77.4
	R 6	363	8,639	0.005	0.036	0.010	80.7
中部局 (三軒町)	R 2	357	8,557	0.008	0.112	0.022	83.4
	R 3	361	8,609	0.007	0.068	0.016	86.7
	R 4	361	8,607	0.007	0.075	0.018	85.3
	R 5	362	8,633	0.007	0.071	0.019	83.4
	R 6	360	8,599	0.007	0.064	0.016	86.2
南部局 (竹元町)	R 2	361	8,606	0.012	0.112	0.033	78.4
	R 3	361	8,617	0.011	0.082	0.029	81.8
	R 4	359	8,567	0.010	0.087	0.026	81.3
	R 5	362	8,646	0.011	0.089	0.031	79.2
	R 6	362	8,628	0.010	0.089	0.024	81.3
新田局 (花園町)	R 2	361	8,618	0.019	0.157	0.056	75.1
	R 3	356	8,522	0.018	0.125	0.051	76.1
	R 4	360	8,593	0.017	0.135	0.044	76.4
	R 5	362	8,621	0.017	0.117	0.045	74.2
	R 6	361	8,606	0.016	0.124	0.040	75.9

(6) 一酸化炭素

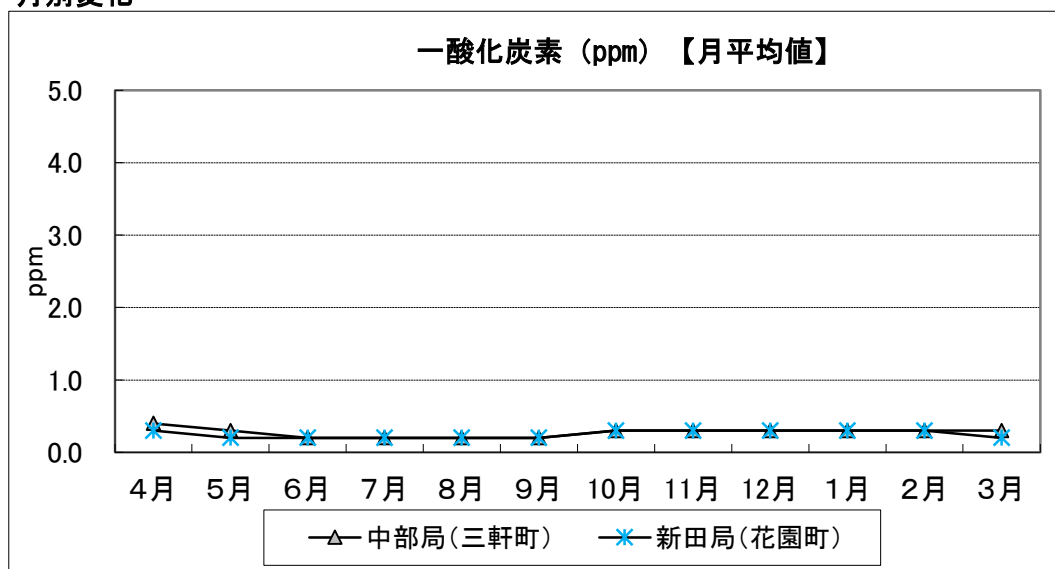
表 1-6-14 月別一酸化炭素測定結果

測定局	項 目	R 6										R 7			
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月		
中部局 (三軒町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	30	31	31	26	31
	測 定 時 間 (時間)	715	733	708	729	740	716	739	715	739	739	642	740		
	月 平 均 値 (ppm)	0. 4	0. 3	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	
	8 時間値が20ppmを超えた回数 (回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日 平 均 値 が 10ppm を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0. 9	0. 7	0. 5	0. 5	0. 5	0. 7	0. 7	1. 3	1. 2	1. 9	0. 8	0. 7		
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0. 6	0. 7	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	0. 4	0. 4	0. 4	0. 4	0. 4	0. 4	0. 4	
	1 時間値が30ppm以上の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新田局 (花園町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	28	29		
	測 定 時 間 (時間)	715	739	715	733	740	716	738	716	739	739	668	713		
	月 平 均 値 (ppm)	0. 3	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	0. 2		
	8 時間値が20ppmを超えた回数 (回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日 平 均 値 が 10ppm を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0. 7	0. 5	1. 1	1. 2	1. 1	0. 7	0. 6	0. 8	0. 7	0. 9	1. 3	0. 6		
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0. 4	0. 2	0. 3	0. 3	0. 3	0. 3	0. 4	0. 4	0. 5	0. 5	0. 5	0. 4		
	1 時間値が30ppm以上の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表 1-6-15 一酸化炭素 経年変化

測定局	年度	有効 測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1 時間値 の最高値	日平均値 の 2 % 除外値	環境基準の 達成状況
					8 時間値が20ppmを 超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを 超えた日数とその割合				
		〔日〕	〔時間〕	〔ppm〕	〔回〕	〔%〕	〔日〕	〔%〕	〔ppm〕	〔ppm〕	〔達成○・非達成×〕
中部局 (三軒町)	R 2	359	8, 631	0. 3	0	0. 0	0	0. 0	1. 7	0. 7	○
	R 3	362	8, 666	0. 3	0	0. 0	0	0. 0	1. 3	0. 6	○
	R 4	360	8, 637	0. 3	0	0. 0	0	0. 0	1. 2	0. 5	○
	R 5	363	8, 686	0. 3	0	0. 0	0	0. 0	1. 6	0. 4	○
	R 6	362	8, 655	0. 3	0	0. 0	0	0. 0	1. 9	0. 4	○
新田局 (花園町)	R 2	363	8, 667	0. 3	0	0. 0	0	0. 0	2. 3	0. 5	○
	R 3	352	8, 434	0. 3	0	0. 0	0	0. 0	2. 1	0. 4	○
	R 4	361	8, 652	0. 3	0	0. 0	0	0. 0	1. 9	0. 5	○
	R 5	363	8, 696	0. 3	0	0. 0	0	0. 0	0. 9	0. 5	○
	R 6	362	8, 671	0. 2	0	0. 0	0	0. 0	1. 3	0. 4	○

月別変化



経年変化

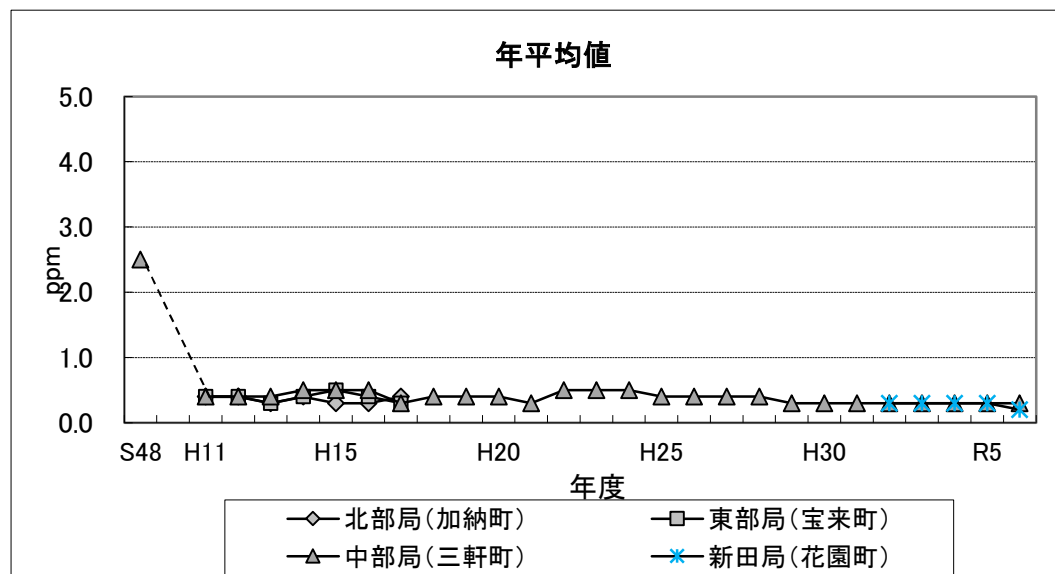
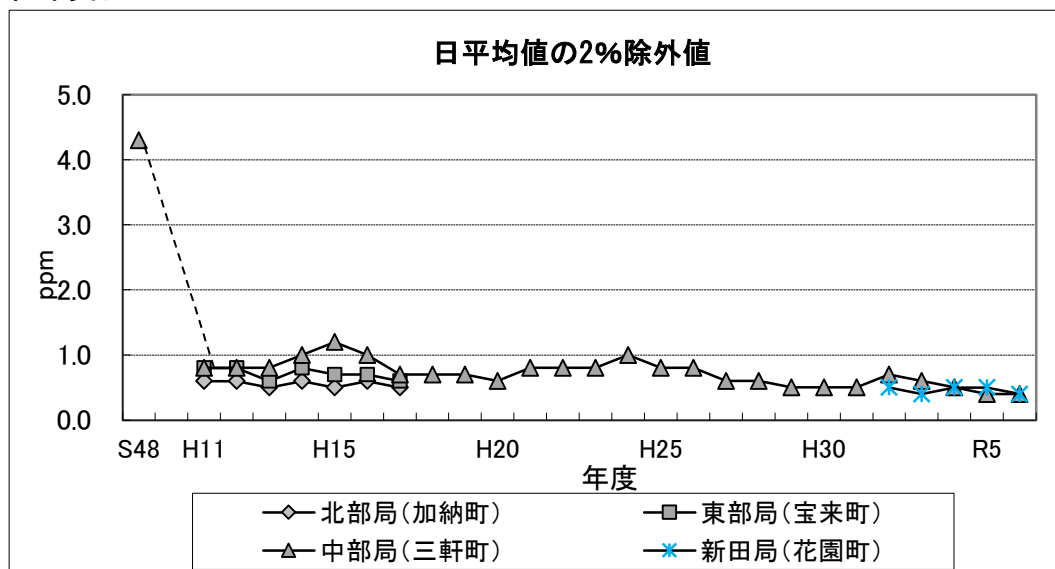


図 1-5 一酸化炭素の月別変化・経年変化

(7) 浮遊粒子状物質

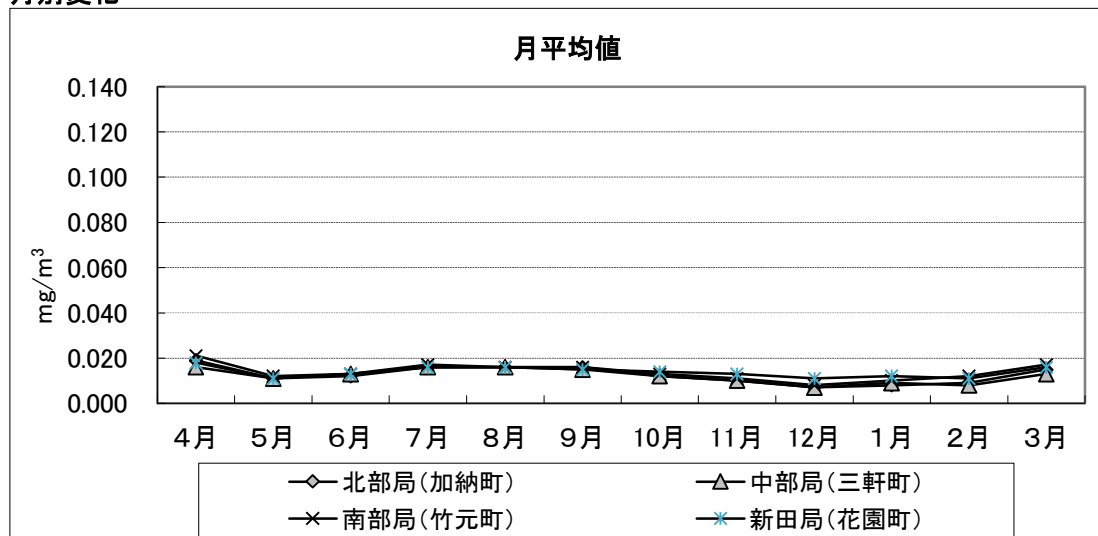
表 1-6-16 月別浮遊粒子状物質測定結果

測定局	項 目	R 6									R 7		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
北部局 (加納町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31
	測 定 時 間 (時間)	719	744	720	743	744	719	744	719	743	715	672	742
	月 平 均 値 (mg/m ³)	0.019	0.011	0.012	0.016	0.016	0.016	0.012	0.010	0.007	0.008	0.009	0.015
	1 時 間 値 が 0.20mg/m ³ を 超 え た 時 間 数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時 間 値 の 最 高 値 (mg/m ³)	0.112	0.030	0.035	0.040	0.047	0.046	0.068	0.030	0.029	0.039	0.045	0.139
	日 平 均 値 の 最 高 値 (mg/m ³)	0.061	0.021	0.024	0.024	0.028	0.028	0.022	0.022	0.013	0.019	0.018	0.075
中部局 (三軒町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	27	28	31
	測 定 時 間 (時間)	718	743	719	737	743	718	742	719	741	687	671	743
	月 平 均 値 (mg/m ³)	0.016	0.011	0.013	0.016	0.016	0.015	0.012	0.010	0.007	0.009	0.008	0.013
	1 時 間 値 が 0.20mg/m ³ を 超 え た 時 間 数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時 間 値 の 最 高 値 (mg/m ³)	0.062	0.039	0.042	0.063	0.080	0.077	0.033	0.054	0.026	0.035	0.035	0.120
	日 平 均 値 の 最 高 値 (mg/m ³)	0.036	0.023	0.022	0.021	0.024	0.028	0.020	0.024	0.013	0.018	0.018	0.066
南部局 (竹元町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	28	31
	測 定 時 間 (時間)	719	744	719	743	742	720	742	720	744	712	672	743
	月 平 均 値 (mg/m ³)	0.021	0.012	0.013	0.017	0.016	0.016	0.013	0.011	0.008	0.010	0.012	0.017
	1 時 間 値 が 0.20mg/m ³ を 超 え た 時 間 数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時 間 値 の 最 高 値 (mg/m ³)	0.125	0.051	0.040	0.038	0.047	0.042	0.032	0.035	0.030	0.047	0.304	0.128
	日 平 均 値 の 最 高 値 (mg/m ³)	0.066	0.023	0.023	0.026	0.027	0.026	0.023	0.025	0.016	0.023	0.036	0.078
新田局 (花園町)	有 効 測 定 日 数 (日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	27	30
	測 定 時 間 (時間)	718	743	718	736	743	719	741	719	743	743	656	729
	月 平 均 値 (mg/m ³)	0.018	0.011	0.013	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013	0.011	0.012	0.011	0.016
	1 時 間 値 が 0.20mg/m ³ を 超 え た 時 間 数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を 超 え た 日 数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時 間 値 の 最 高 値 (mg/m ³)	0.074	0.031	0.050	0.052	0.101	0.056	0.039	0.066	0.033	0.045	0.050	0.126
	日 平 均 値 の 最 高 値 (mg/m ³)	0.042	0.021	0.022	0.022	0.025	0.025	0.024	0.024	0.019	0.025	0.027	0.072

表 1-6-17 浮遊粒子状物質 経年変化

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況
					1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合					
		〔日〕	〔時間〕	〔mg/m ³ 〕	〔時間〕	〔%〕	〔日〕	〔%〕	〔mg/m ³ 〕	〔mg/m ³ 〕	〔有×・無○〕	〔達成○・非達成×〕
北部局 (加納町)	R2	362	8,715	0.014	0	0.0	0	0.0	0.149	0.041	○	○
	R3	363	8,720	0.012	0	0.0	0	0.0	0.067	0.025	○	○
	R4	365	8,746	0.013	0	0.0	0	0.0	0.092	0.028	○	○
	R5	364	8,746	0.012	0	0.0	0	0.0	0.093	0.028	○	○
	R6	363	8,724	0.012	0	0.0	0	0.0	0.139	0.028	○	○
中部局 (三軒町)	R2	356	8,628	0.012	0	0.0	0	0.0	0.093	0.030	○	○
	R3	362	8,694	0.011	0	0.0	0	0.0	0.109	0.024	○	○
	R4	360	8,701	0.010	0	0.0	0	0.0	0.052	0.021	○	○
	R5	364	8,734	0.010	0	0.0	0	0.0	0.056	0.024	○	○
	R6	360	8,681	0.012	0	0.0	0	0.0	0.120	0.027	○	○
南部局 (竹元町)	R2	363	8,721	0.014	0	0.0	0	0.0	0.146	0.033	○	○
	R3	363	8,718	0.012	0	0.0	0	0.0	0.150	0.025	○	○
	R4	359	8,675	0.012	0	0.0	0	0.0	0.089	0.025	○	○
	R5	364	8,745	0.013	0	0.0	0	0.0	0.103	0.031	○	○
	R6	363	8,720	0.014	2	0.0	0	0.0	0.304	0.034	○	○
新田局 (花園町)	R2	362	8,699	0.014	0	0.0	0	0.0	0.139	0.038	○	○
	R3	359	8,657	0.012	0	0.0	0	0.0	0.078	0.023	○	○
	R4	362	8,705	0.013	0	0.0	0	0.0	0.084	0.027	○	○
	R5	363	8,730	0.013	0	0.0	0	0.0	0.074	0.027	○	○
	R6	362	8,708	0.014	0	0.0	0	0.0	0.126	0.027	○	○

月別変化



経年変化

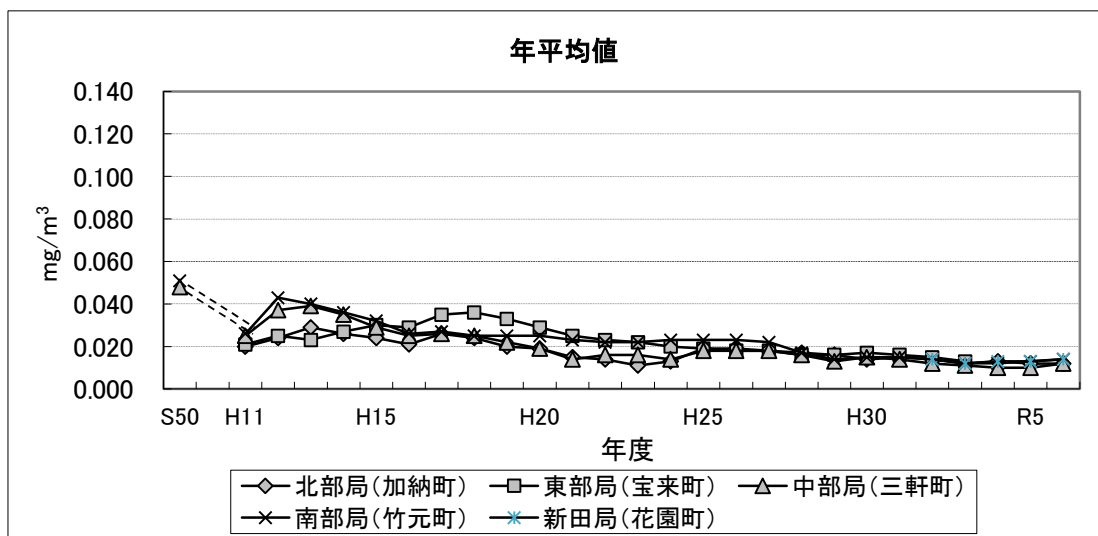
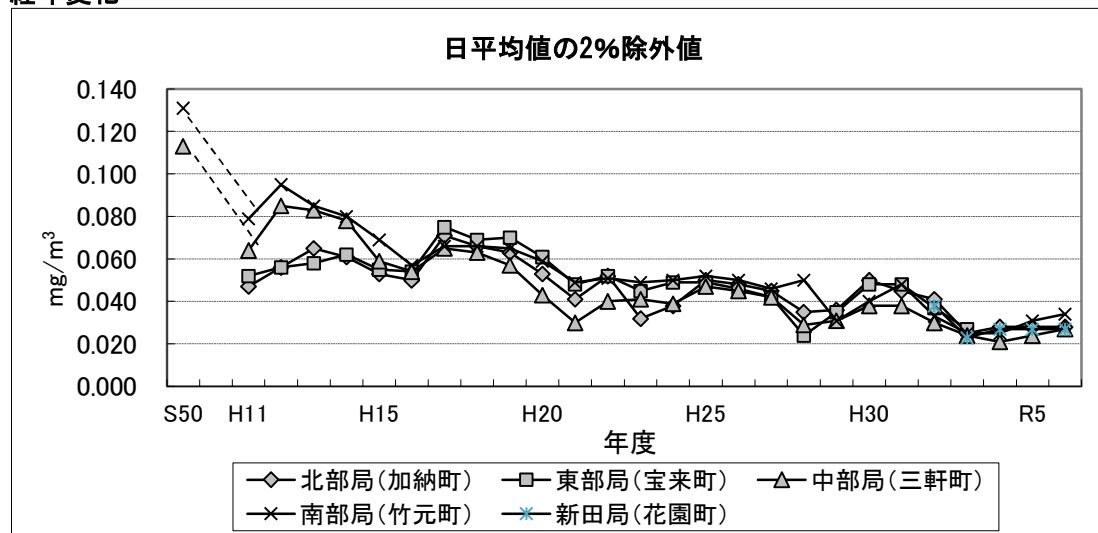


図 1-6 浮遊粒子状物質の月別変化・経年変化

(8) 光化学オキシダント

表 1-6-18 月別光化学オキシダント測定結果

測定局	項 目	R 6										R 7		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
北部局 (加納町)	昼 間 測 定 日 数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	
	昼 間 測 定 時 間 (時間)	446	461	444	458	462	445	460	446	460	441	413	459	
	昼間の 1 時間値の月平均値 (ppm)	0.042	0.043	0.041	0.028	0.033	0.031	0.024	0.024	0.027	0.030	0.035	0.041	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を 超えた日数と時間数 (日)	12	13	17	6	12	13	3	0	0	0	0	8	
	(時間)	57	64	68	16	42	48	5	0	0	0	0	55	
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm ※ 以上の日数と時間数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	昼間の 1 時間値の最高値 (ppm)	0.088	0.078	0.097	0.084	0.108	0.106	0.073	0.054	0.048	0.059	0.060	0.086	
昼間の日最高 1 時間値の月間平均値 (ppm)	0.058	0.056	0.062	0.050	0.055	0.055	0.041	0.037	0.038	0.041	0.045	0.053		
東部局 (宝来町)	昼 間 測 定 日 数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	
	昼 間 測 定 時 間 (時間)	447	461	446	459	461	446	461	444	461	444	413	461	
	昼間の 1 時間値の月平均値 (ppm)	0.044	0.044	0.041	0.029	0.032	0.030	0.026	0.025	0.027	0.029	0.035	0.039	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を 超えた日数と時間数 (日)	13	13	17	8	11	10	3	0	0	0	0	8	
	(時間)	70	58	65	18	41	44	7	0	0	0	0	54	
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm ※ 以上の日数と時間数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	昼間の 1 時間値の最高値 (ppm)	0.085	0.076	0.090	0.079	0.099	0.105	0.075	0.057	0.050	0.059	0.060	0.083	
昼間の日最高 1 時間値の月間平均値 (ppm)	0.059	0.057	0.060	0.050	0.051	0.053	0.042	0.038	0.038	0.041	0.045	0.052		
中部局 (三軒町)	昼 間 測 定 日 数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	
	昼 間 測 定 時 間 (時間)	446	461	446	460	458	446	460	446	459	439	415	461	
	昼間の 1 時間値の月平均値 (ppm)	0.046	0.047	0.047	0.036	0.039	0.038	0.031	0.026	0.026	0.029	0.035	0.041	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を 超えた日数と時間数 (日)	15	18	22	14	20	15	7	0	0	0	0	8	
	(時間)	82	92	114	45	101	81	25	0	0	0	0	58	
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm ※ 以上の日数と時間数 (日)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	(時間)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	昼間の 1 時間値の最高値 (ppm)	0.087	0.086	0.102	0.094	0.123	0.116	0.091	0.058	0.048	0.059	0.060	0.088	
昼間の日最高 1 時間値の月間平均値 (ppm)	0.061	0.060	0.066	0.060	0.064	0.064	0.048	0.039	0.038	0.040	0.045	0.053		

※愛知県は、愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱に基づき、オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められた場合、注意報を発令します。

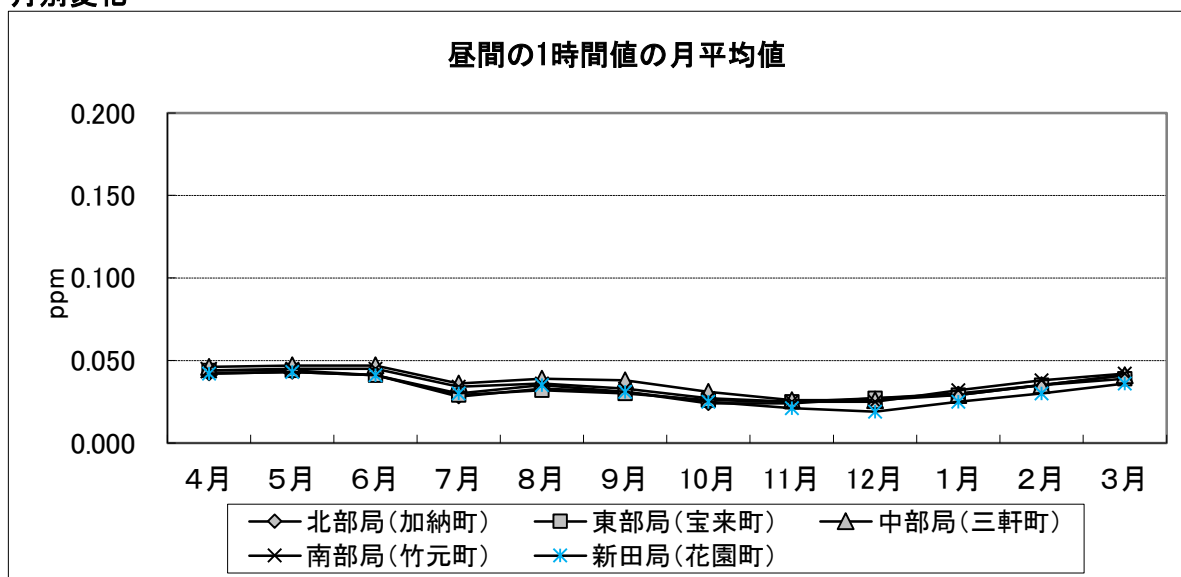
測定局	項 目	R 6										R 7		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
南部局 (竹元町)	昼 間 測 定 日 数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	
	昼 間 測 定 時 間 (時間)	446	461	446	455	461	445	460	446	461	445	416	461	
	昼間の 1 時間値の月平均値 (ppm)	0.044	0.045	0.045	0.034	0.036	0.033	0.027	0.025	0.025	0.032	0.038	0.042	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を 超えた日数と時間数 (日)	12	12	17	9	16	12	3	0	0	0	2	10	
	(時間)	62	59	78	26	73	53	10	0	0	0	7	56	
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm ※ (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	以上の日数と時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新田局 (花園町)	昼間の 1 時間値の最高値 (ppm)	0.090	0.078	0.091	0.084	0.115	0.097	0.085	0.057	0.047	0.060	0.074	0.088	
	昼間の日最高 1 時間値の月間平均値 (ppm)	0.059	0.058	0.062	0.054	0.056	0.056	0.043	0.038	0.038	0.044	0.049	0.055	
	昼 間 測 定 日 数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	
	昼 間 測 定 時 間 (時間)	446	461	446	453	461	446	459	444	460	443	416	460	
	昼間の 1 時間値の月平均値 (ppm)	0.042	0.043	0.041	0.030	0.035	0.031	0.025	0.021	0.019	0.025	0.030	0.036	
	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を 超えた日数と時間数 (日)	12	10	12	6	14	11	3	0	0	0	0	8	
	(時間)	65	60	56	15	61	51	7	0	0	0	0	48	
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm ※ (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	以上の日数と時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	昼間の 1 時間値の最高値 (ppm)	0.088	0.076	0.094	0.085	0.117	0.096	0.084	0.055	0.045	0.047	0.059	0.082	
	昼間の日最高 1 時間値の月間平均値 (ppm)	0.058	0.056	0.059	0.050	0.055	0.054	0.042	0.034	0.033	0.037	0.043	0.050	

※愛知県は、愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱に基づき、オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められた場合、注意報を発令します。

表 1-6-19 光化学オキシダント 経年変化

測定局	年度	昼間 測定日 数	昼間 測定時 間	昼間 年平均 値	環境基準との対比								昼間の 1 時間値 の最高値	環境基準の 達成状況
		昼間の 1 時間値が0.06ppmを 越えた日数及び 時間数とその割合				昼間の 1 時間値が0.12ppm 以上となった日数及び 時間数とその割合								
		〔日〕	〔時間〕	〔ppm〕	〔日〕	〔%〕	〔時間〕	〔%〕	〔日〕	〔%〕	〔時間〕	〔%〕	〔ppm〕	〔達成○・非達成×〕
北部局 (加納町)	R 2	365	5,397	0.032	77	21.1	353	6.5	0	0.0	0	0.0	0.117	×
	R 3	365	5,397	0.033	71	19.5	285	5.3	0	0.0	0	0.0	0.108	×
	R 4	365	5,395	0.031	71	19.5	301	5.6	0	0.0	0	0.0	0.095	×
	R 5	366	5,415	0.032	78	21.3	334	6.2	0	0.0	0	0.0	0.119	×
	R 6	365	5,395	0.033	84	23.0	355	6.6	0	0.0	0	0.0	0.108	×
東部局 (宝来町)	R 2	362	5,326	0.033	79	21.8	429	8.1	0	0.0	0	0.0	0.099	×
	R 3	360	5,326	0.034	73	20.3	330	6.2	0	0.0	0	0.0	0.109	×
	R 4	365	5,392	0.031	60	16.4	237	4.4	0	0.0	0	0.0	0.088	×
	R 5	366	5,414	0.032	62	16.9	264	4.9	0	0.0	0	0.0	0.112	×
	R 6	365	5,404	0.033	83	22.7	357	6.6	0	0.0	0	0.0	0.105	×
中部局 (三軒町)	R 2	365	5,369	0.033	78	21.4	401	7.5	0	0.0	0	0.0	0.109	×
	R 3	365	5,398	0.035	85	23.3	421	7.8	0	0.0	0	0.0	0.114	×
	R 4	365	5,399	0.035	97	26.6	479	8.9	0	0.0	0	0.0	0.104	×
	R 5	366	5,413	0.035	103	28.1	508	9.4	1	0.3	1	0.0	0.134	×
	R 6	365	5,397	0.037	119	32.6	598	11.1	1	0.3	1	0.0	0.123	×
南部局 (竹元町)	R 2	361	5,335	0.033	79	21.9	381	7.1	0	0.0	0	0.0	0.102	×
	R 3	365	5,402	0.033	75	20.5	340	6.3	0	0.0	0	0.0	0.106	×
	R 4	363	5,372	0.032	72	19.8	338	6.3	0	0.0	0	0.0	0.094	×
	R 5	366	5,417	0.032	71	19.3	336	6.2	1	0.3	1	0.0	0.121	×
	R 6	365	5,403	0.035	93	25.5	424	7.8	0	0.0	0	0.0	0.115	×
新田局 (花園町)	R 2	365	5,393	0.030	64	17.5	336	6.2	0	0.0	0	0.0	0.103	×
	R 3	364	5,361	0.032	77	21.2	357	6.7	0	0.0	0	0.0	0.107	×
	R 4	365	5,395	0.030	77	21.1	361	6.7	0	0.0	0	0.0	0.096	×
	R 5	366	5,410	0.030	74	20.2	321	5.9	0	0.0	0	0.0	0.119	×
	R 6	365	5,395	0.031	76	20.8	363	6.7	0	0.0	0	0.0	0.117	×

月別変化



経年変化

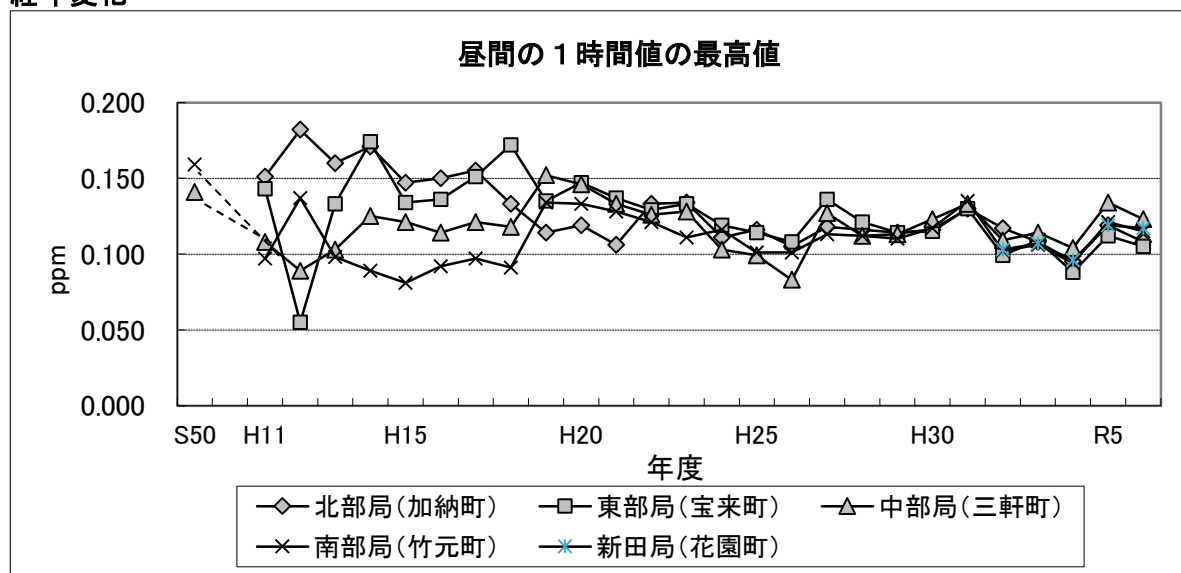
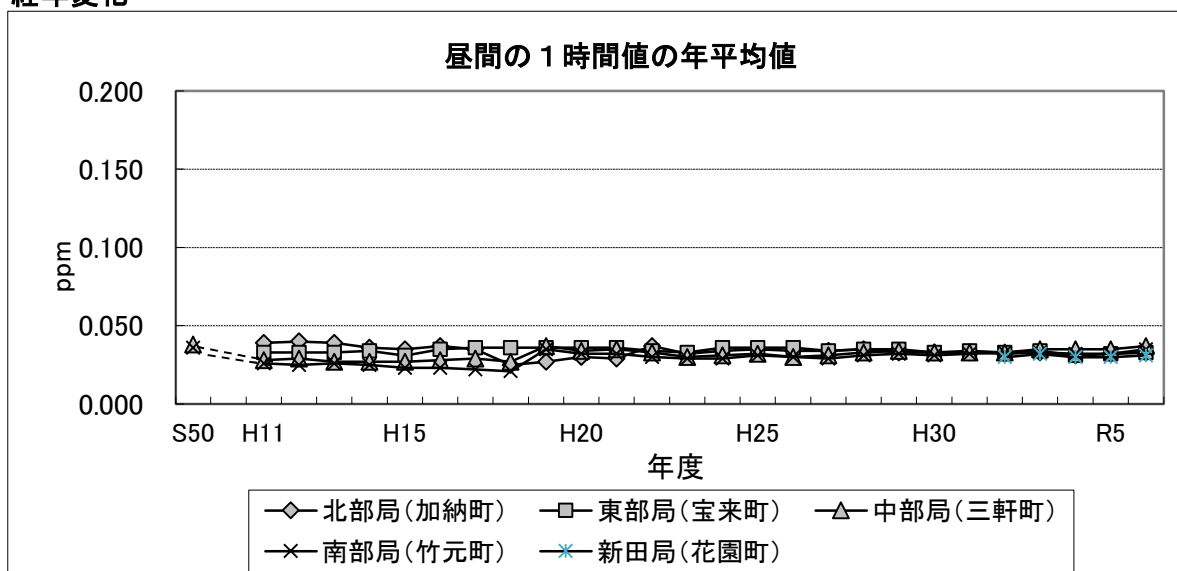


図 1-7 光化学オキシダントの月別変化・経年変化

経年変化



※ 3年移動平均値

日最高8時間値の年間99パーセンタイル値の3年平均値。

光化学オキシダントの濃度を経年的に評価するために、平成28年に環境省が発表した「光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標」を算出する際に使われる年間統計値。一年間のうちで光化学オキシダントの濃度が高かった日に着目して、高濃度がどの程度であったかを示す尺度の一つ。

図1-8 光化学オキシダントの経年変化

(9) 微小粒子状物質

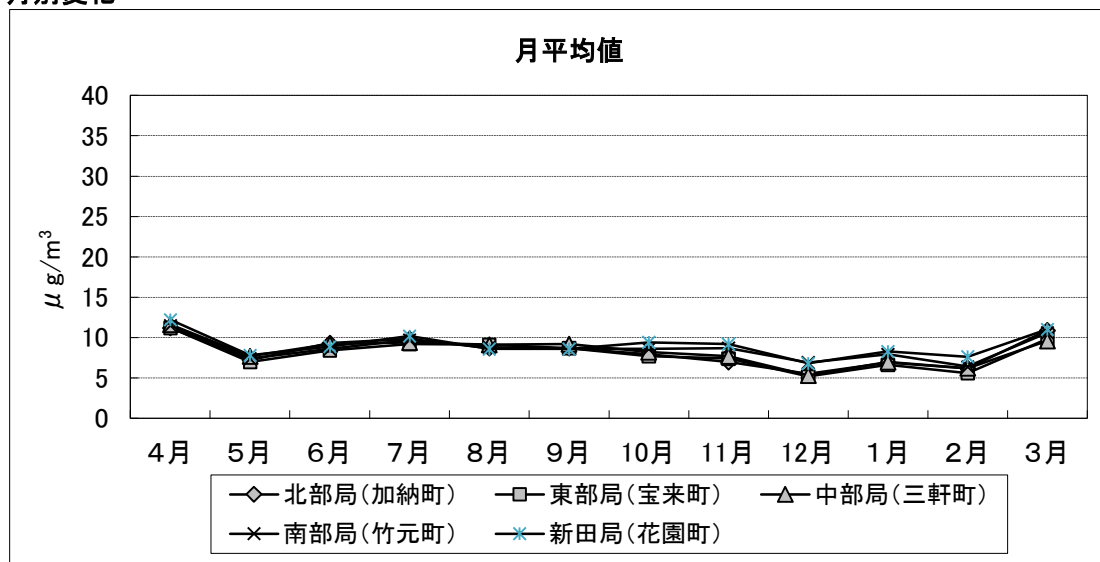
表 1-6-20 月別 微小粒子状物質測定結果

測定局	項 目		R 6									R 7		
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
北部局 (加納町)	有 効 測 定 日 数	(日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	29	28	31
	月 平 均 値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	11.2	7.2	9.3	9.8	8.7	8.7	7.9	7.0	5.5	6.9	6.2	10.9
	日 平 均 値 の 最 高 値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	21.0	16.0	16.8	15.0	15.0	18.3	16.3	17.5	11.8	17.1	14.5	62.0
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東部局 (宝来町)	有 効 測 定 日 数	(日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	29	28	31
	月 平 均 値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	11.2	7.0	8.4	9.2	9.1	8.7	7.7	7.4	5.2	6.6	5.6	9.8
	日 平 均 値 の 最 高 値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	23.6	16.0	16.0	14.2	16.9	18.7	16.0	18.3	12.2	15.1	13.8	58.0
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
中部局 (三軒町)	有 効 測 定 日 数	(日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	29	28	31
	月 平 均 値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	11.6	7.7	9.2	9.4	9.1	9.2	8.2	7.7	5.3	7.0	6.2	9.6
	日 平 均 値 の 最 高 値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	22.1	17.0	16.2	14.3	15.2	19.5	16.1	19.4	11.0	16.3	16.7	52.5
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
南部局 (竹元町)	有 効 測 定 日 数	(日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	29	27	31
	月 平 均 値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	11.5	7.4	8.6	9.7	8.8	8.6	8.6	8.7	6.9	7.9	6.4	10.6
	日 平 均 値 の 最 高 値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	24.9	16.9	15.0	16.2	14.5	17.5	18.1	19.5	14.5	17.6	18.6	55.9
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
新田局 (花園町)	有 効 測 定 日 数	(日)	30	31	30	30	31	30	31	29	31	31	28	31
	月 平 均 値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	12.2	7.8	8.9	10.2	8.6	8.6	9.4	9.2	6.8	8.3	7.6	11.0
	日 平 均 値 の 最 高 値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	25.8	18.5	15.5	17.1	14.3	17.4	20.1	21.0	14.0	22.2	21.4	53.9
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

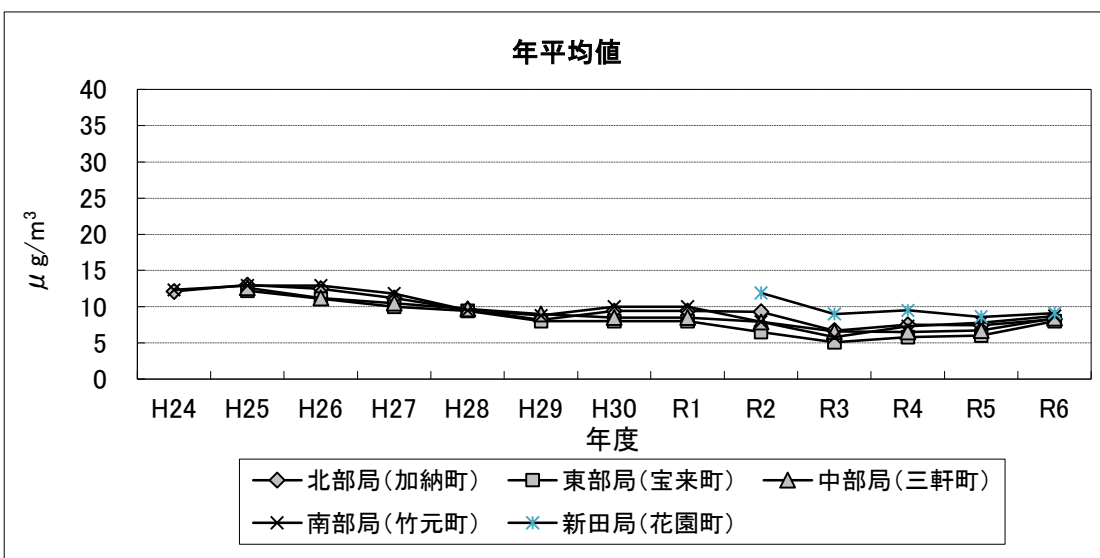
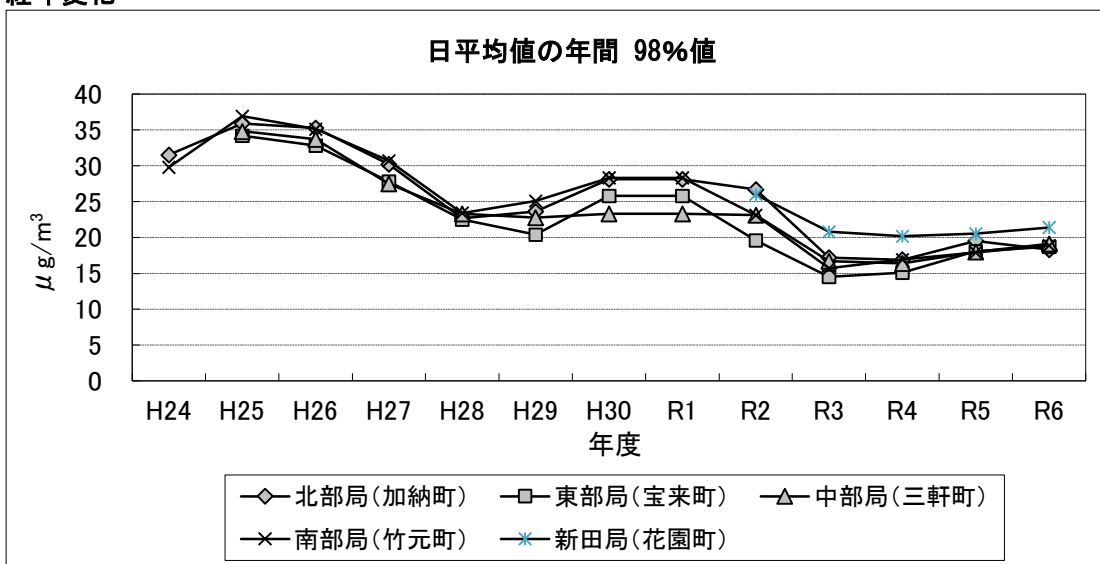
表 1-6-21 微小粒子状物質

測定局	年度	有 効 測定日数	年平均値	環境基準との対比		日平均値 の年間98%値	環境基準の 達成状況
				日平均値が35 μg/m³を超えた 日数とその割合			
		〔日〕	〔μg/m³〕	〔日〕	〔%〕	〔μg/m³〕	〔達成○・非達成×〕
北部局 (加納町)	R 2	362	9.3	3	0.8	26.7	○
	R 3	362	6.7	0	0.0	17.2	○
	R 4	360	7.5	0	0.0	16.9	○
	R 5	363	7.4	0	0.0	19.5	○
	R 6	362	8.3	1	0.3	18.3	○
東部局 (宝来町)	R 2	353	6.5	0	0.0	19.6	○
	R 3	362	5.1	0	0.0	14.5	○
	R 4	362	5.8	0	0.0	15.1	○
	R 5	364	6.0	0	0.0	18.1	○
	R 6	362	8.0	1	0.3	18.7	○
中部局 (三軒町)	R 2	358	7.9	0	0.0	23.1	○
	R 3	362	6.6	0	0.0	16.7	○
	R 4	362	6.5	0	0.0	16.4	○
	R 5	365	6.7	0	0.0	18.0	○
	R 6	362	8.4	1	0.3	19.1	○
南部局 (竹元町)	R 2	362	7.9	0	0.0	23.1	○
	R 3	362	5.8	0	0.0	15.7	○
	R 4	364	7.3	0	0.0	16.9	○
	R 5	361	7.8	0	0.0	17.9	○
	R 6	361	8.7	1	0.3	18.9	○
新田局 (花園町)	R 2	360	11.9	2	0.6	26.0	○
	R 3	359	9.0	0	0.0	20.8	○
	R 4	362	9.5	0	0.0	20.2	○
	R 5	363	8.6	0	0.0	20.5	○
	R 6	363	9.1	1	0.3	21.4	○

月別変化



経年変化



※平成24年度の東部局と中部局は、年間有効測定日数が250日未満のためグラフに表示していません。

図 1-9 微小粒子状物質の月別変化・経年変化

(10) 非メタン炭化水素

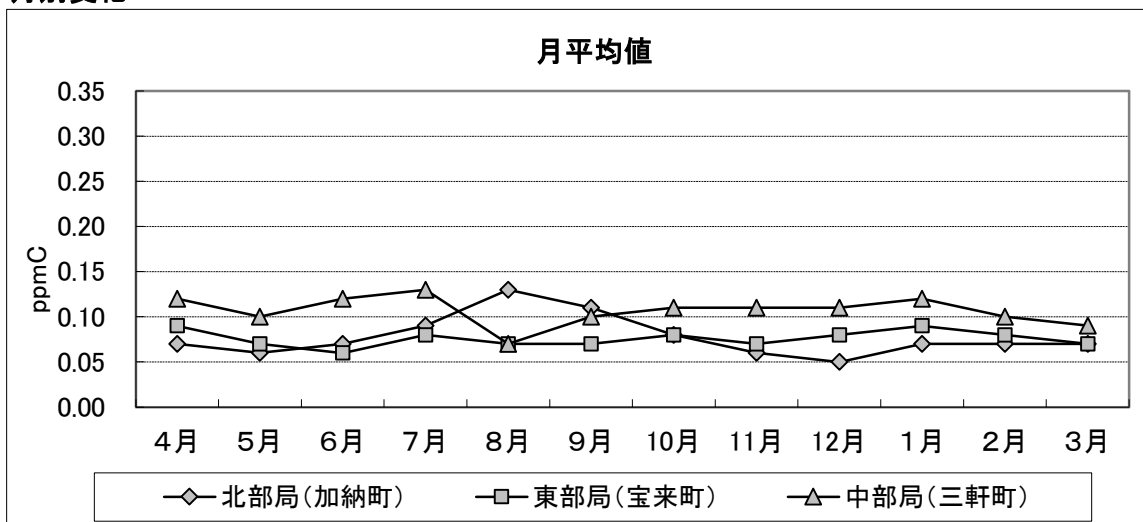
表 1-6-22 月別非メタン炭化水素測定結果

測定局	項 目		R 6									R 7		
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
北部局 (加納町)	測 定 時 間 (時間)		707	740	677	712	721	688	738	716	738	685	600	736
	月 平 均 値 (ppmC)		0.07	0.06	0.07	0.09	0.13	0.11	0.08	0.06	0.05	0.07	0.07	0.07
	6 ～ 9 時における月平均値 (ppmC)		0.08	0.06	0.08	0.10	0.13	0.11	0.08	0.07	0.06	0.07	0.08	0.08
	6 ～ 9 時における測定日数 (日)		28	31	28	30	30	28	31	30	30	28	25	31
	6 ～ 9 時最高値 (ppmC)		0.16	0.11	0.11	0.15	0.21	0.15	0.13	0.14	0.13	0.13	0.15	0.14
	3 時間平均値最低値 (ppmC)		0.03	0.04	0.04	0.06	0.05	0.05	0.03	0.02	0.02	0.01	0.03	0.01
	6 ～ 9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数 (日)		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	6 ～ 9 時 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数 (日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東部局 (宝来町)	測 定 時 間 (時間)		714	738	711	738	738	711	737	713	737	711	668	739
	月 平 均 値 (ppmC)		0.09	0.07	0.06	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.08	0.09	0.08	0.07
	6 ～ 9 時における月平均値 (ppmC)		0.10	0.08	0.06	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.09	0.10	0.10	0.08
	6 ～ 9 時における測定日数 (日)		29	30	27	31	31	28	31	29	28	29	28	31
	6 ～ 9 時最高値 (ppmC)		0.16	0.13	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.14	0.15	0.17	0.14	0.11
	3 時間平均値最低値 (ppmC)		0.05	0.04	0.00	0.04	0.03	0.03	0.04	0.03	0.05	0.02	0.06	0.04
	6 ～ 9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数 (日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6 ～ 9 時 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数 (日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中部局 (三軒町)	測 定 時 間 (時間)		713	740	716	713	739	715	739	666	739	739	668	711
	月 平 均 値 (ppmC)		0.12	0.10	0.12	0.13	0.07	0.10	0.11	0.11	0.11	0.12	0.10	0.09
	6 ～ 9 時における月平均値 (ppmC)		0.12	0.09	0.11	0.12	0.07	0.10	0.10	0.10	0.13	0.16	0.13	0.11
	6 ～ 9 時における測定日数 (日)		30	31	30	29	31	30	31	27	31	31	28	30
	6 ～ 9 時最高値 (ppmC)		0.18	0.16	0.20	0.18	0.18	0.18	0.19	0.19	0.27	0.30	0.38	0.25
	3 時間平均値最低値 (ppmC)		0.06	0.05	0.08	0.06	0.01	0.05	0.04	0.03	0.06	0.06	0.07	0.04
	6 ～ 9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数 (日)		0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	2	3
	6 ～ 9 時 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数 (日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

測定局	年度	測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間平均値		6～9時 3時間 平均値が0.20ppmCを 超えた日数とその割合		6～9時 3時間 平均値が0.31ppmCを 超えた日数とその割合	
						最高値	最低値				
		〔時間〕	〔ppmC〕	〔ppmC〕	〔日〕	〔ppmC〕	〔ppmC〕	〔日〕	〔％〕	〔日〕	〔％〕
北部局 (加納町)	R2	7,828	0.06	0.06	339	0.19	0.00	0	0.0	0	0.0
	R3	8,310	0.05	0.06	358	0.17	0.00	0	0.0	0	0.0
	R4	8,384	0.05	0.05	355	0.18	0.00	0	0.0	0	0.0
	R5	8,654	0.08	0.08	362	0.19	0.01	0	0.0	0	0.0
	R6	8,458	0.08	0.08	350	0.21	0.01	1	0.3	0	0.0
東部局 (宝来町)	R2	8,199	0.06	0.06	357	0.22	0.00	1	0.3	0	0.0
	R3	8,436	0.05	0.05	355	0.15	0.00	0	0.0	0	0.0
	R4	8,635	0.07	0.08	351	0.15	0.01	0	0.0	0	0.0
	R5	8,669	0.07	0.07	351	0.30	0.02	2	0.6	0	0.0
	R6	8,655	0.08	0.08	352	0.17	0.00	0	0.0	0	0.0
中部局 (三軒町)	R2	7,028	0.10	0.11	298	0.42	0.01	22	7.4	4	1.3
	R3	8,278	0.11	0.11	359	0.41	0.00	19	5.3	1	0.3
	R4	8,325	0.11	0.11	359	0.40	0.00	11	3.1	3	0.8
	R5	8,662	0.10	0.10	360	0.40	0.01	11	3.1	3	0.8
	R6	8,598	0.11	0.11	359	0.38	0.01	15	4.2	1	0.3

表1-6-23 非メタン炭化水素 経年変化

月別変化



経年変化

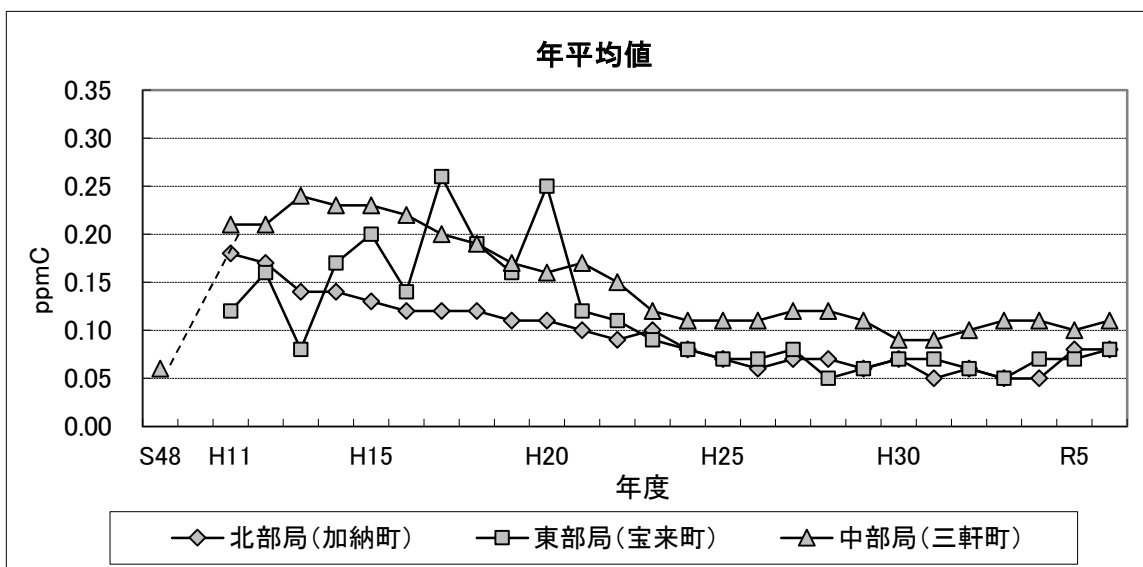
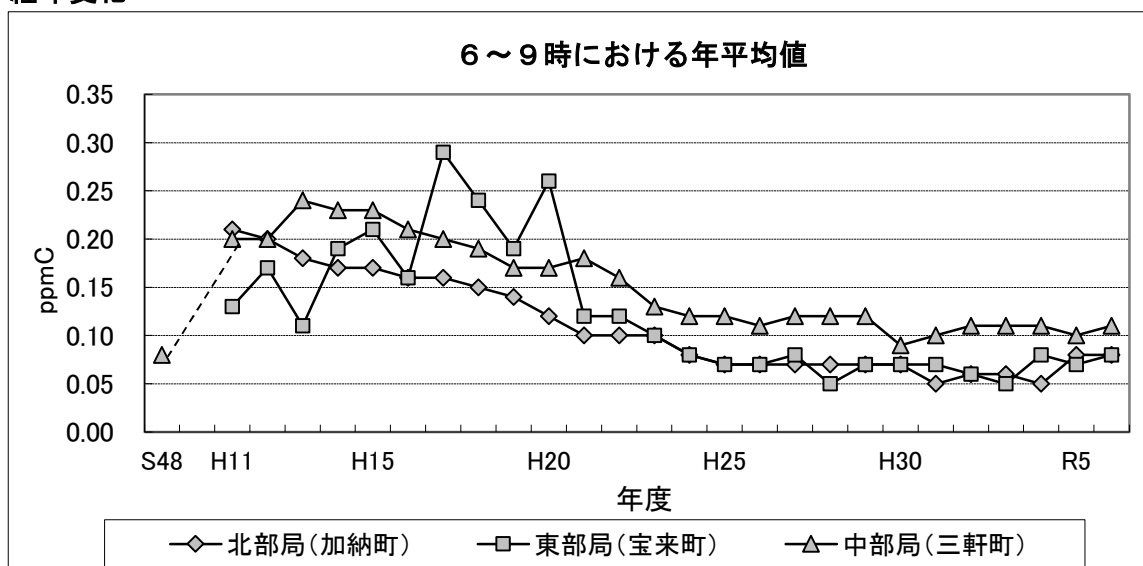


図 1-10 非メタン系炭化水素の月別変化・経年変化

表1-6-24 月別メタン測定結果

測定局	項 目		R 6									R 7		
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
北部局 (加納町)	測 定 時 間 (時間)		707	740	677	712	721	688	738	716	738	685	600	736
	月 平 均 値 (ppmC)		2.01	2.00	2.01	1.97	1.97	1.97	2.00	2.02	2.02	2.04	2.04	2.03
	6～9時における月平均値 (ppmC)		2.01	2.00	2.01	1.97	1.97	1.97	2.01	2.03	2.03	2.05	2.05	2.04
	6～9時における測定日数 (日)		28	31	28	30	30	28	31	30	30	28	25	31
	6～9時	最高値 (ppmC)	2.07	2.06	2.10	2.08	2.08	2.06	2.05	2.07	2.07	2.11	2.08	2.11
	3時間平均値	最低値 (ppmC)	1.98	1.94	1.97	1.90	1.83	1.88	1.91	1.99	2.01	2.01	2.02	1.96
東部局 (宝来町)	測 定 時 間 (時間)		714	738	711	738	738	711	737	713	737	711	668	739
	月 平 均 値 (ppmC)		2.06	2.03	2.01	1.96	1.97	1.96	2.01	2.04	2.05	2.08	2.04	2.05
	6～9時における月平均値 (ppmC)		2.12	2.05	2.03	1.97	1.98	1.97	2.03	2.06	2.08	2.11	2.06	2.06
	6～9時における測定日数 (日)		29	30	27	31	31	28	31	29	28	29	28	31
	6～9時	最高値 (ppmC)	2.20	2.13	2.20	2.07	2.09	2.08	2.08	2.14	2.13	2.39	2.12	2.12
	3時間平均値	最低値 (ppmC)	1.94	1.89	1.92	1.88	1.88	1.87	1.90	2.01	2.03	2.00	1.99	1.99
中部局 (三軒町)	測 定 時 間 (時間)		713	740	716	717	739	715	739	666	739	739	668	711
	月 平 均 値 (ppmC)		2.03	2.01	2.02	1.97	1.97	1.97	2.01	2.05	2.06	2.07	2.07	2.05
	6～9時における月平均値 (ppmC)		2.05	2.02	2.03	1.97	1.98	1.98	2.04	2.08	2.08	2.10	2.09	2.06
	6～9時における測定日数 (日)		30	31	30	30	31	30	31	27	31	31	28	30
	6～9時	最高値 (ppmC)	2.11	2.08	2.14	2.08	2.08	2.07	2.10	2.12	2.13	2.15	2.14	2.11
	3時間平均値	最低値 (ppmC)	1.93	1.91	1.98	1.90	1.88	1.87	1.91	2.04	2.02	2.04	2.04	1.96

表 1-6-25 メタン測定 経年変化

測定局	年度	測定時間 〔時間〕	年平均値 〔ppmC〕	6～9時 における 年平均値 〔ppmC〕	6～9時 測定日数 〔日〕	6 ～ 9 時 3 時間平均値	
						最高値 〔ppmC〕	最低値 〔ppmC〕
北部局 (加納町)	R 2	7,828	1.95	1.95	339	2.13	1.81
	R 3	8,310	1.96	1.97	358	2.09	1.82
	R 4	8,384	1.98	1.98	355	2.08	1.86
	R 5	8,654	1.99	2.00	362	2.16	1.87
	R 6	8,458	2.01	2.01	350	2.11	1.83
東部局 (宝来町)	R 2	8,199	1.94	1.95	357	2.07	1.78
	R 3	8,436	1.96	1.98	355	2.13	1.80
	R 4	8,635	1.96	1.97	351	2.36	1.76
	R 5	8,669	2.01	2.02	351	2.20	1.84
	R 6	8,655	2.02	2.04	352	2.39	1.87
中部局 (三軒町)	R 2	7,028	1.96	1.97	298	2.15	1.79
	R 3	8,278	2.00	2.02	359	2.17	1.84
	R 4	8,326	2.02	2.03	359	2.16	1.87
	R 5	8,662	2.01	2.02	360	2.16	1.87
	R 6	8,602	2.02	2.04	360	2.15	1.87

表 1-6-26 月別全炭化水素測定結果

測定局	項 目		R 6									R 7		
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
北部局 (加納町)	測 定 時 間	(時間)	707	740	677	712	721	688	738	716	738	685	600	736
	月 平 均 値	(ppmC)	2.09	2.07	2.09	2.06	2.10	2.07	2.08	2.08	2.07	2.11	2.11	2.10
	6 ～ 9 時における月平均値	(ppmC)	2.09	2.07	2.09	2.06	2.11	2.08	2.09	2.10	2.09	2.12	2.13	2.11
	6 ～ 9 時における測定日数	(日)	28	31	28	30	30	28	31	30	30	28	25	31
	6 ～ 9 時 3 時間 平均 値	最高値 (ppmC)	2.17	2.15	2.21	2.17	2.26	2.20	2.17	2.20	2.20	2.23	2.21	2.22
		最低値 (ppmC)	2.03	2.00	2.04	1.97	1.88	1.96	1.99	2.03	2.04	2.03	2.06	2.03
東部局 (宝来町)	測 定 時 間	(時間)	714	738	711	738	738	711	737	713	737	711	668	739
	月 平 均 値	(ppmC)	2.15	2.10	2.07	2.04	2.04	2.03	2.09	2.12	2.13	2.18	2.12	2.12
	6 ～ 9 時における月平均値	(ppmC)	2.22	2.13	2.09	2.06	2.06	2.04	2.11	2.14	2.16	2.21	2.16	2.14
	6 ～ 9 時における測定日数	(日)	29	30	27	31	31	28	31	29	28	29	28	31
	6 ～ 9 時 3 時間 平均 値	最高値 (ppmC)	2.34	2.26	2.21	2.17	2.18	2.17	2.19	2.22	2.28	2.40	2.24	2.22
		最低値 (ppmC)	1.98	1.95	1.96	1.91	1.93	1.90	1.94	2.06	2.09	2.05	2.05	2.05
中部局 (三軒町)	測 定 時 間	(時間)	713	740	716	713	739	715	739	666	739	739	668	711
	月 平 均 値	(ppmC)	2.15	2.11	2.14	2.10	2.04	2.07	2.13	2.16	2.17	2.20	2.17	2.14
	6 ～ 9 時における月平均値	(ppmC)	2.16	2.11	2.14	2.09	2.05	2.08	2.13	2.18	2.21	2.25	2.22	2.17
	6 ～ 9 時における測定日数	(日)	30	31	30	29	31	30	31	27	31	31	28	30
	6 ～ 9 時 3 時間 平均 値	最高値 (ppmC)	2.27	2.21	2.31	2.22	2.25	2.21	2.25	2.28	2.39	2.44	2.47	2.36
		最低値 (ppmC)	2.02	1.99	2.06	1.99	1.92	1.94	1.95	2.10	2.10	2.10	2.12	2.03

表 1-6-27 全炭化水素 経年変化

測定局	年度	測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間平均値	
		〔時間〕	〔ppmC〕	〔ppmC〕	〔日〕	最高値 〔ppmC〕	最低値 〔ppmC〕
北部局 (加納町)	R 2	7, 828	2. 00	2. 01	339	2. 26	1. 82
	R 3	8, 310	2. 01	2. 02	358	2. 21	1. 82
	R 4	8, 384	2. 02	2. 03	355	2. 24	1. 88
	R 5	8, 654	2. 07	2. 08	362	2. 34	1. 90
	R 6	8, 458	2. 09	2. 09	350	2. 26	1. 88
東部局 (宝来町)	R 2	8, 199	2. 00	2. 01	357	2. 23	1. 79
	R 3	8, 436	2. 01	2. 03	355	2. 29	1. 8
	R 4	8, 635	2. 03	2. 05	351	2. 43	1. 78
	R 5	8, 669	2. 07	2. 09	351	2. 46	1. 87
	R 6	8, 655	2. 10	2. 12	352	2. 40	1. 90
中部局 (三軒町)	R 2	7, 028	2. 07	2. 08	298	2. 56	1. 81
	R 3	8, 278	2. 11	2. 13	359	2. 51	1. 88
	R 4	8, 325	2. 13	2. 14	359	2. 46	1. 93
	R 5	8, 662	2. 11	2. 12	360	2. 54	1. 91
	R 6	8, 598	2. 13	2. 15	359	2. 47	1. 92

3 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析調査

【根 拠】

- ・大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について
- ・微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドライン

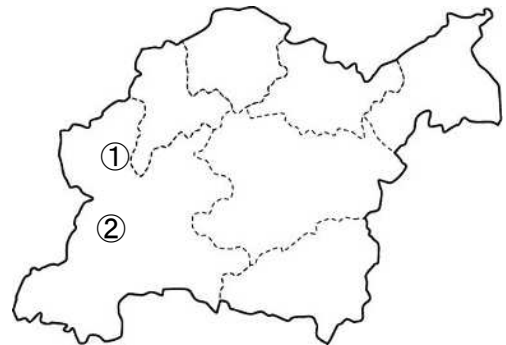
【調査概要】

市内 2 か所の大気測定局に測定機器を設置し、四半期ごとに質量濃度及び成分の分析調査を行い、PM2.5 対策の基礎資料として利用しています。

（1）測定地点

成分分析調査：市内 2 か所

測 定 局 名	所 在 地
①北部局（加納町）	豊田市加納町西股 75 （加納小学校）
②中部局（三軒町）	豊田市三軒町 6-23-5 （衣丘小学校）



（2）測定期間

春：令和 6 年 5 月 9 日（木）～ 5 月 23 日（木）
夏：令和 6 年 7 月 18 日（木）～ 8 月 1 日（木）
秋：令和 6 年 10 月 17 日（木）～ 10 月 31 日（木）
冬：令和 7 年 1 月 16 日（木）～ 1 月 30 日（木）

(3) 測定項目及び測定方法

表 1-7-1 測定項目及び測定方法

測 定 項 目	測 定 方 法※
微小粒子状物質 (PM2.5) 質量濃度	フィルター捕集－質量法 (標準測定法)
イオン成分 SO_4^{2-} 、 NO_3^- 、 Cl^- 、 Na^+ 、 K^+ 、 Ca^{2+} 、 Mg^{2+} 、 NH_4^+	イオンクロマトグラフ法
炭素成分 OC (OC1、OC2、OC3、OC4)、 EC (EC1、EC2、EC3)、 OCpyro	サーマルオプティカル・ リフレクタンス法
無機元素成分 Na、Al、Si、K、Ca、Sc、Ti、V、 Cr、Mn、Fe、Co、Ni、Cu、Zn、 As、Se、Rb、Mo、Sb、Cs、Ba、 La、Ce、Sm、Hf、W、Ta、Th、 Pb	誘導結合プラズマ質量分析法 又は誘導結合プラズマ発光分析法

※ 成分分析調査の大気中微小粒子状物質 (PM2.5) 成分測定マニュアル
(令和元年5月環境省) による。

【調査結果の概要】

- ・測定期間中の微小粒子状物質（PM2.5）の質量濃度平均値は図1-11-1のとおりで、北部局（加納町）と中部局（三軒町）でほぼ同様の結果となりました。

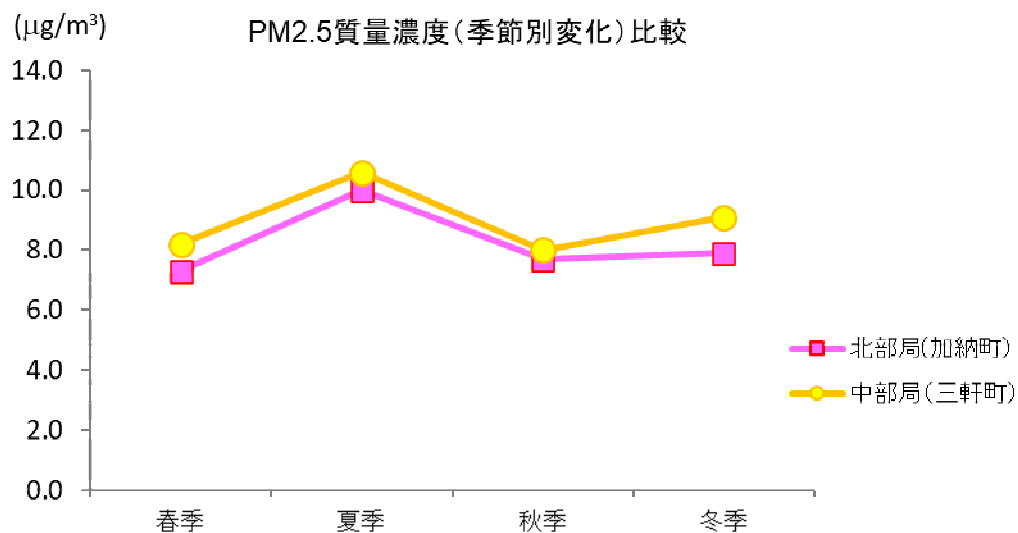
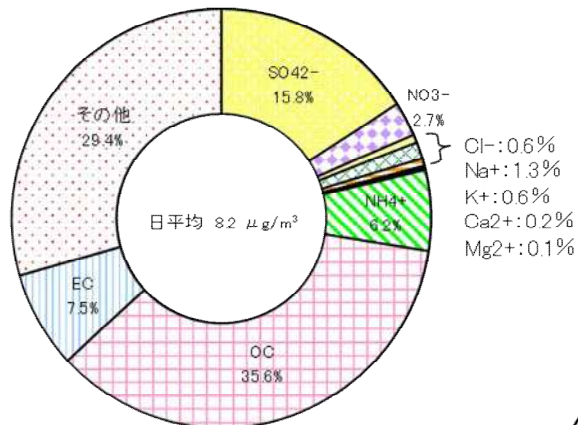


図1-11-1 微小粒子状物質（PM2.5）質量濃度調査結果

- ・微小粒子状物質（PM2.5）の主な成分は、有機炭素（OC）、硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）、アンモニウムイオン（ NH_4^+ ）、元素炭素（EC）及び硝酸イオン（ NO_3^- ）であり、愛知県の結果と同様の主成分でした。

R 6 年度北部局（加納町）年平均



R 6 年度中部局（三軒町）年平均

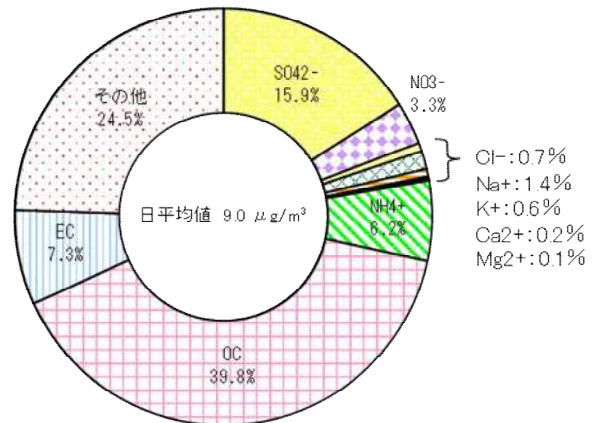


図 1-11-2 各局の微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析 主要成分の割合

R 5 年度 愛知県年平均

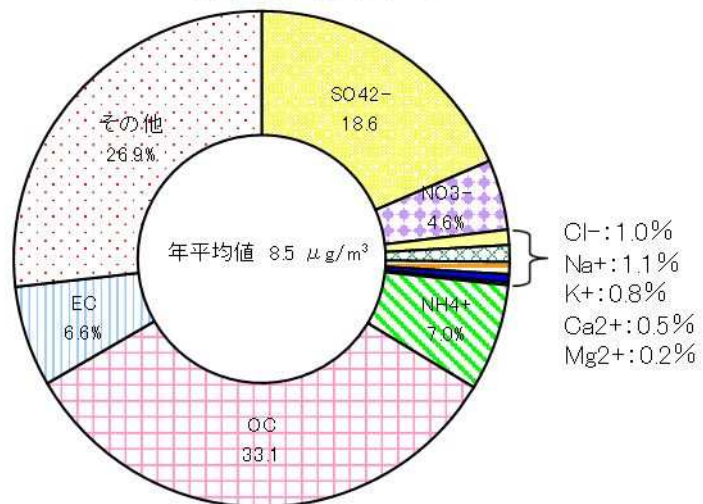
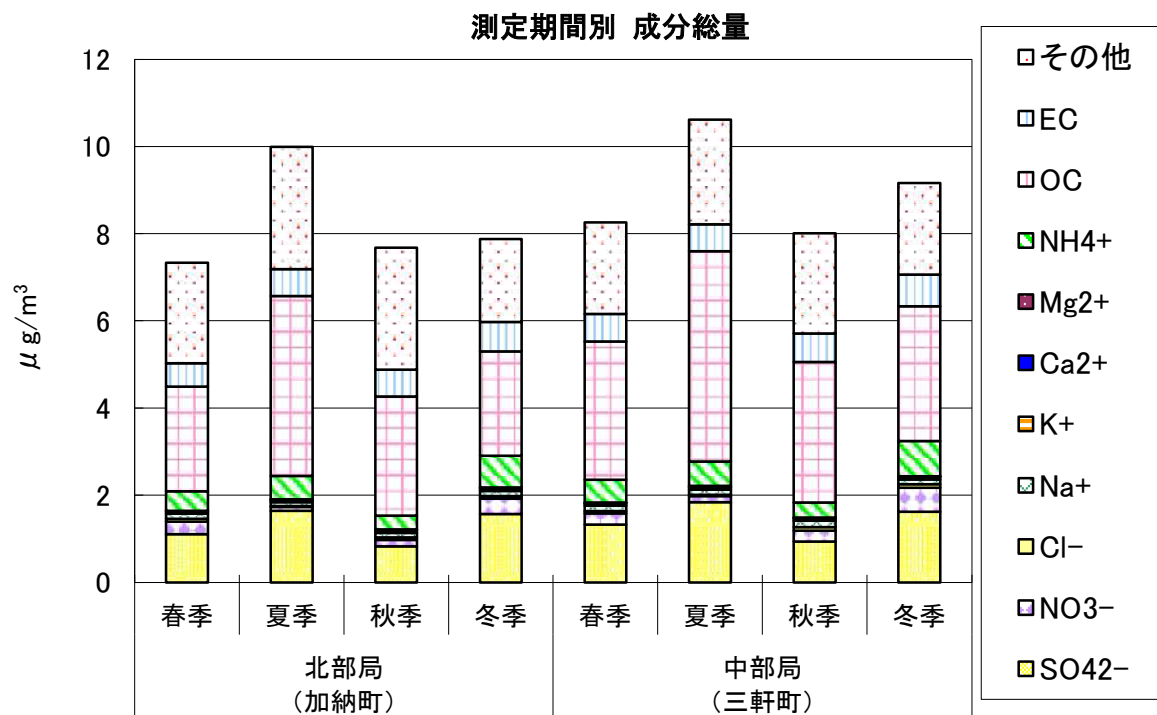


図 1-11-3 （参考）愛知県の微小粒子状物質成分分析 (PM2.5) 主要成分の割合

成分量



成分割合

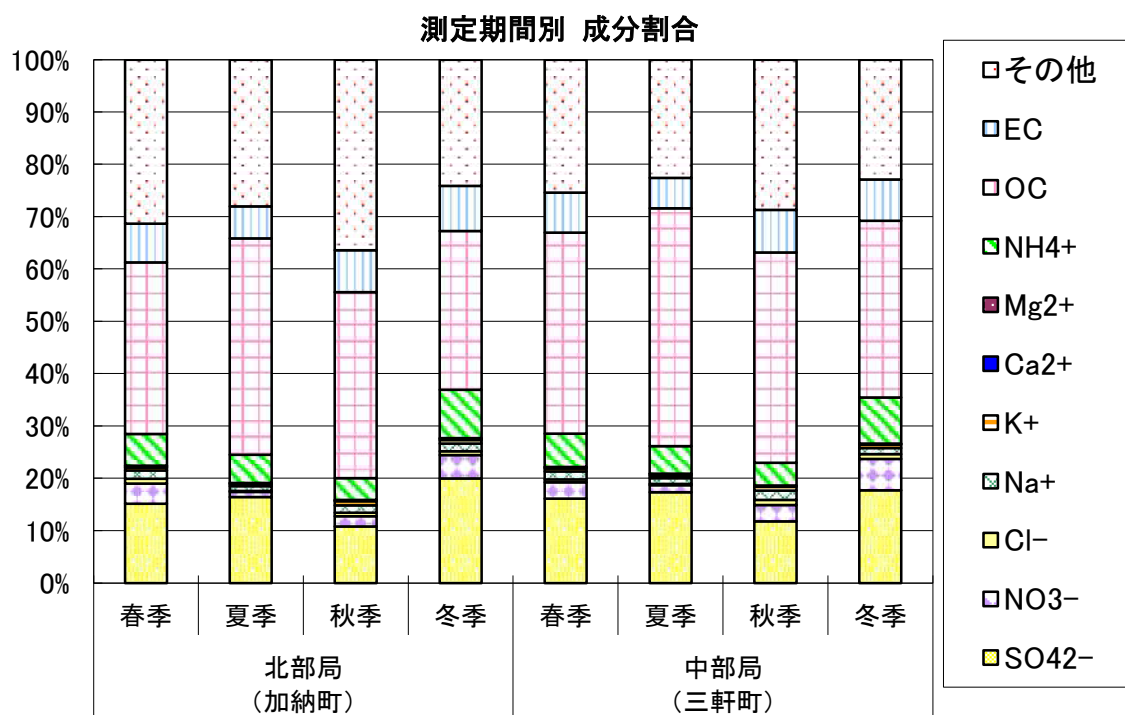
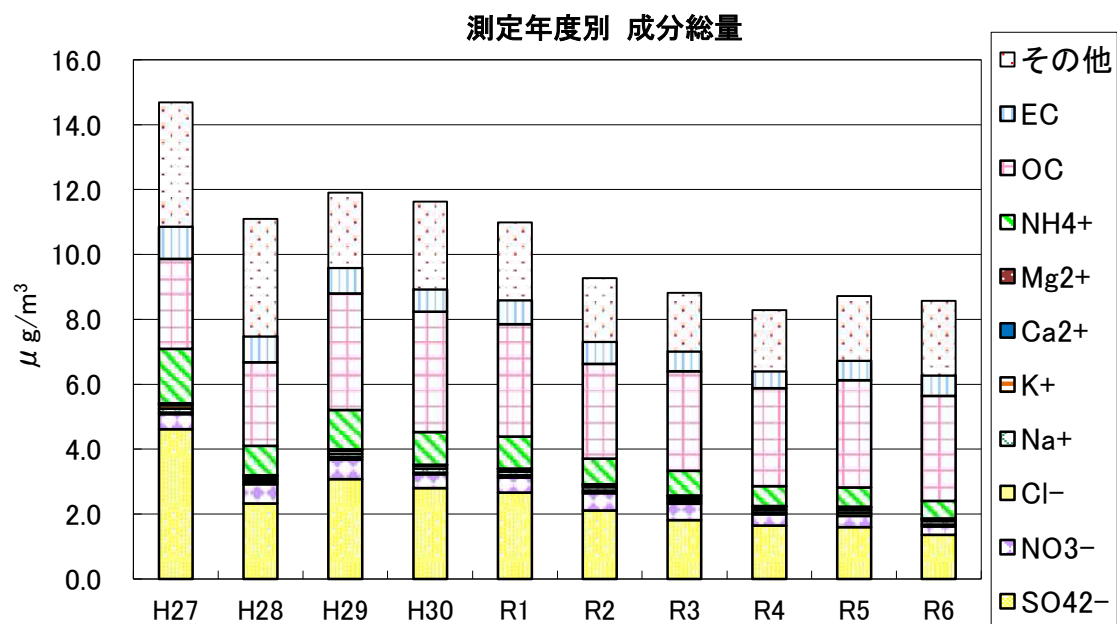


図 1-11-4 微小粒子状物質 成分量・割合

成分量



成分割合

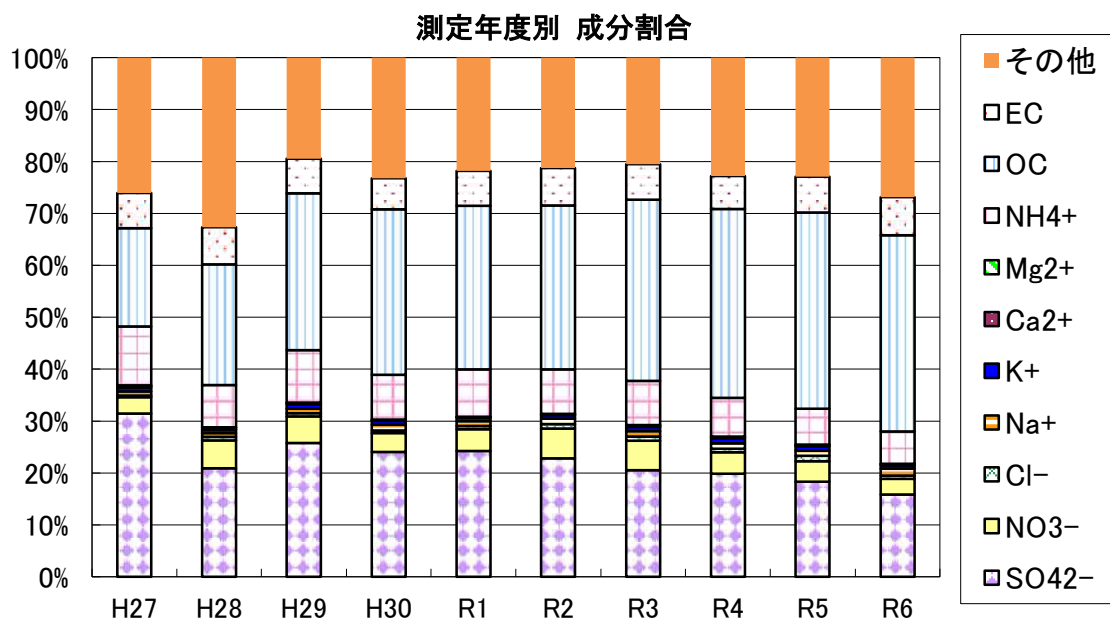


図 1-11-5 微小粒子状物質 測定年度別成分量・割合

表 1-7-2 微小粒子状物質 測定期間別成分量

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定局	測定期間	質量濃度	SO_4^{2-}	NO_3^-	Cl^-	Na^+	K^+	Ca^{2+}	Mg^{2+}	NH_4^+	OC	EC	その他
北部局 (加納町)	春季	7.3	1.11	0.280	0.0696	0.116	0.040	0.019	0.008	0.445	2.40	0.542	2.3
	夏季	10.0	1.64	0.094	0.0208	0.090	0.039	0.017	0.007	0.534	4.13	0.614	2.8
	秋季	7.7	0.83	0.146	0.0558	0.105	0.060	0.013	0.006	0.320	2.73	0.614	2.8
	冬季	7.9	1.57	0.351	0.0607	0.114	0.053	0.022	0.007	0.728	2.39	0.678	1.9
	全期間	8.2	1.29	0.218	0.0517	0.106	0.048	0.018	0.007	0.507	2.91	0.612	2.4
中部局 (三軒町)	春季	8.2	1.33	0.255	0.0471	0.126	0.046	0.019	0.008	0.524	3.17	0.630	2.1
	夏季	10.6	1.84	0.141	0.0289	0.118	0.049	0.031	0.009	0.560	4.82	0.619	2.4
	秋季	8.0	0.94	0.249	0.0808	0.144	0.055	0.013	0.009	0.345	3.22	0.653	2.3
	冬季	9.1	1.62	0.551	0.0822	0.107	0.061	0.012	0.005	0.806	3.09	0.723	2.1
	全期間	9.0	1.43	0.299	0.0597	0.124	0.053	0.019	0.008	0.559	3.57	0.656	2.2
市平均	全期間	8.6	1.36	0.259	0.0557	0.115	0.051	0.019	0.008	0.533	3.24	0.634	2.3

※ 市平均は、各測定局の全期間の算術平均値。

4 有害大気汚染物質等調査

【環境基準等】

- ・ 環境基本法第 16 条
- ・ ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について
(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号、改正 平成 13 年 4 月 20 日環境省告示第 30 号、平成 30 年環境省告示第 100 号)
- ・ 今後の有害大気汚染物質対策のあり方について
11 物質について、環境中の有害大気汚染物質等による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が設定されています。

【根 拠】

- ・ 大気汚染防止法第 22 条「大気汚染状況の常時監視」
- ・ 大気汚染防止法第 18 条の 44「地方公共団体の施策」(有害大気汚染物質モニタリング指針)
(平成 9 年 2 月 12 日制定、平成 10 年 1 月 9 日・平成 11 年 3 月 31 日一部改正)に基づき実施

【処 理 基 準】

大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号 環管自第 75 号、改正 平成 17 年 6 月 29 日、平成 19 年 3 月 29 日、平成 22 年 3 月 31 日、平成 23 年 7 月 1 日、平成 25 年 8 月 30 日、平成 28 年 9 月 26 日、令和 4 年 3 月 31 日、令和 5 年 11 月 9 日環水大管発第 2311092 号 環水大モ発第 2311092 号)

【調 査 概 要】

(1) 調査地点等

市内 3 地点、月 1 回測定(年 12 回)

(2) 調査対象物質

有害大気汚染物質のうち特に優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)のうち既に測定方法の確立している物質(ダイオキシン類を除く。)21 物質に水銀及びその化合物と総キシレンを加えた 23 物質

※ダイオキシン類については、第 3 章化学物質に記載

(3) 調査方法

環境省の「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」に示されている調査方法

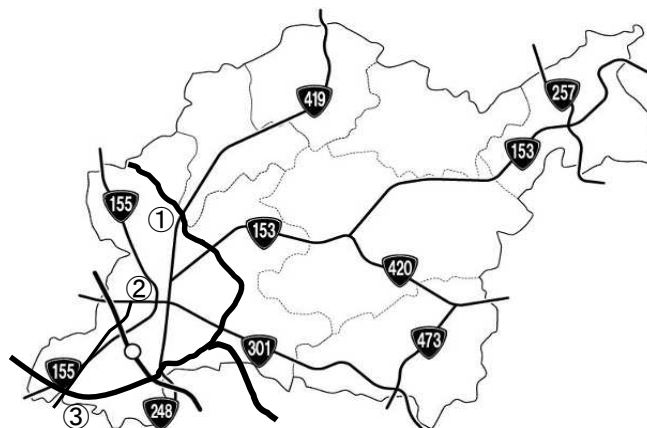


表 1-8 有害大気汚染物質等調査概要

地点名		①北部局（加納町）	②中部局（三軒町）	③新田局（花園町）
所在地		加納町西股 75	三軒町 6-23-5	花園町新田 42-7
地点区分		地域特設監視地点	全国標準監視地点	地域特設監視地点
優先 取組 物質	ベンゼン		A	C
	トリクロロエチレン		A	C
	テトラクロロエチレン		A	C
	ジクロロメタン		A	C
	アクリロニトリル		A	C
	塩化ビニルモノマー		A	C
	ニッケル化合物		A	C
	クロロホルム		A	C
	1,2-ジクロロエタン		A	C
	1,3-ブタジエン		A	C
	ヒ素及びその化合物		A	C
	マンガン及びその化合物		A	C
	アセトアルデヒド		A	C
	ホルムアルデヒド		A	D
	酸化エチレン		A	C
	ベンゾ[a]ピレン		A	C
	クロム及び三価クロム化合物		A	C
	六価クロム化合物		A	C
	塩化メチル		A	C
	トルエン	B	A	C
	ベリリウム及びその化合物		A	C
水銀及びその化合物			A	C
総キシレン			—	—

注) A : 一般環境、B : 固定発生源、C : 沿道、D : 沿道かつ固定発生源

調査地点及び調査項目は「有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン」による。

表 1-9 調査項目及び調査方法の概要

調 査 項 目	調査方法の概要	
	試料採取	分析方法
ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、塩化ビニルモノマー、1,3-ブタジエン、トルエン、塩化メチル、総キシレン	ステンレス容器 捕集	G C / M S 法
アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド	固相捕集	H P L C 法
水銀及びその化合物	金アマルガム捕集	原子吸光法

ヒ素及びその化合物	フィルター捕集	I C P－MS 法
ニッケル及びその化合物、クロム及び三価クロム化合物※、六価クロム化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物	フィルター捕集	I C P－MS 法
ベンゾ[a]ピレン	フィルター捕集	H P L C 法
酸化エチレン	固相捕集	G C / M S 法

注) G C / M S 法 : ガスクロマトグラフ質量分析法、H P L C 法 : 高速液体クロマトグラフ法
I C P－MS 法 : 誘導結合プラズマ質量分析法
※計算による

【調査結果の概要】

- ・ 環境基準設定項目（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）について、基準値を全て下回っていました。
- ・ 指針値設定項目（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化メチル、アセトアルデヒド）について、指針値を全て下回っていました。
- ・ 基準値等の定めのない項目について、令和5年度全国調査結果の平均値を下回っていました。ただし、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物は、令和6年度から調査が始まったため比較値はありません。

【調査結果】

（1）環境基準設定項目

表 1-10 環境基準が定められている物質の調査結果

調査物質	属性	調査地点	年平均値			令和 6 年度 環境基準 達成状況	環境基準
			年度				
			R 4	R 5	R 6		
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.60	0.58	0.54	○	年平均値 3 以下
	沿道	新田局（花園町）	0.72	0.69	0.69	○	
トリクロロ エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.094	0.050	0.040	○	年平均値 130 以下
	沿道	新田局（花園町）	0.18	0.082	0.089	○	
テトラクロ ロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.028	0.023	0.010	○	年平均値 200 以下
	沿道	新田局（花園町）	0.044	0.034	0.013	○	
ジクロロ メタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	1.1	1.0	1.2	○	年平均値 150 以下
	沿道	新田局（花園町）	1.4	1.2	1.4	○	

注) 環境基準達成状況 : 年平均値と環境基準値との比較により行う。
(令和6年度の達成状況 : 満たしている…○、満たしていない…×)

(2) 指針値設定項目

表 1-11 指針値が定められている物質の調査結果

調査物質	属性	調査地点	年平均値			令和 6 年度 指針値 達成状況	指針値
			年度				
			R 4	R 5	R 6		
アクリロ ニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.019	0.018	0.012	○	年平均値 2 以下
	沿道	新田局（花園町）	0.026	0.029	0.016	○	
塩化ビニル モノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.010	0.005	0.017	○	年平均値 10 以下
	沿道	新田局（花園町）	0.005	0.006	0.013	○	
水銀及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局（三軒町）	1.4	1.7	1.5	○	年平均値 40 以下
	沿道	新田局（花園町）	1.6	1.6	1.6	○	
ニッケル化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局（三軒町）	1.0	1.5	0.96	○	年平均値 25 以下
	沿道	新田局（花園町）	1.3	1.3	1.2	○	
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.10	0.095	0.11	○	年平均値 18 以下
	沿道	新田局（花園町）	0.13	0.11	0.12	○	
1,2-ジクロロ エタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.073	0.11	0.13	○	年平均値 1.6 以下
	沿道	新田局（花園町）	0.072	0.12	0.13	○	
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.061	0.050	0.032	○	年平均値 2.5 以下
	沿道	新田局（花園町）	0.068	0.064	0.036	○	
ヒ素及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局（三軒町）	0.32	0.42	0.58	○	年平均値 6 以下
	沿道	新田局（花園町）	0.39	0.46	0.56	○	
マンガン及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局（三軒町）	8.9	9.8	10	○	年平均値 140 以下
	沿道	新田局（花園町）	13	12	12	○	
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	1.4	1.4	1.7	○	年平均値 94 以下
	沿道	新田局（花園町）	1.4	1.5	1.6	○	
アセト アルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	2.0	2.4	2.3	○	年平均値 120 以下
	沿道	新田局（花園町）	3.1	2.8	2.5	○	

注) 指針値との比較状況：年平均値と指針値との比較により行う。

(令和 6 年度の達成状況：満たしている…○、満たしていない…×)

(3) 基準等の定めのない項目

表 1-12-1 環境基準等が定められていない物質の調査結果（揮発性有機化合物）

調査物質	属性	調査地点	年平均値	令和 5 年度全国調査		
				平均	最小値	最大値
酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.061	0.075	0.015	1.9
	沿道	新田局（花園町）	0.063			
トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	4.3	5.3	0.34	36
	固定発生源	北部局（加納町）	3.4			
	沿道	新田局（花園町）	4.9			
総キシレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	—	中部局（三軒町）	1.1			
	—	新田局（花園町）	1.4			

表 1-12-2 環境基準等が定められていない物質の調査結果（アルデヒド類）

調査物質	属性	調査地点	年平均値	令和 5 年度全国調査		
				平均	最小値	最大値
ホルムアルデヒド (μg/m³)	一般環境	中部局（三軒町）	2.2	2.5	0.27	7.3
	沿道かつ 固定発生源	新田局（花園町）	2.3			

表 1-12-3 環境基準等が定められていない物質の調査結果（金属類）

調査物質	属性	調査地点	年平均値	令和 5 年度全国調査		
				平均	最小値	最大値
クロム及び その化合物(ng/m^3)	一般環境	中部局（三軒町）	2.0	4.0	0.059	30
	沿道	新田局（花園町）	2.9			
クロム及び三価 クロム化合物※ (ng/m^3)	一般環境	中部局（三軒町）	1.9			
	沿道	新田局（花園町）	2.7			
六価クロム化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局（三軒町）	0.12			
	沿道	新田局（花園町）	0.16			
ベリリウム及び その化合物(ng/m^3)	一般環境	中部局（三軒町）	0.008	0.019	0.00080	0.40
	沿道	新田局（花園町）	0.008			

※計算による

表 1-12-4 環境基準等が定められていない物質の調査結果（多環芳香族炭化水素）

調査対象物質 (単位)	属性	測定地点	年平均値	令和 5 年度全国調査		
				平均	最小値	最大値
ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)	一般環境	中部局（三軒町）	0.039	0.13	0.0070	1.3
	沿道	新田局（花園町）	0.11			

(注 1) 平均値は、測定値が検出下限値未満の場合はその値に 1/2 を乗じた値を用いて算出した。

(注 2) 令和 5 年度全国調査結果は「令和 5 年度 大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告）」（環境省水・大気環境局）による。

5 石綿（アスベスト）調査

【目 的】

一般環境中の石綿による大気汚染状況の把握

【調査概要】

（１） 調査地点等

表 1-13 令和 6 年度石綿調査地点・調査日

調査地点名	所在地	調査日
中部局（三軒町）	三軒町 6-23-5	令和 6 年 10 月 16 日から 10 月 18 日までの 3 日間

（２） 調査の方法の概要

アスベストモニタリングマニュアル（第 4.2 版）環境省水・大気環境局大気環境課（令和 4 年 3 月）による方法

【調査結果の概要】

- ・ 総繊維数濃度（調査日 3 日間の幾何平均濃度）は、0.18 本/L でした。大気環境中のアスベストには、環境基準はありませんが、WHO 環境保健クライテリア（EHC53）によると、「世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は、1 本～10 本/L 程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い」とされています。

（参考）

大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場に対する敷地境界基準 : 10 本/L

表 1-14 令和 6 年度アスベスト大気濃度全国調査結果^{※1}

（バックグラウンド地域）（環境省）

位相差顕微鏡における地域分類別の総繊維数濃度結果

地域分類	総繊維数濃度 ^{※2} （本/L） （石綿以外の繊維を含む）	地点数
住宅地域	0.077	7
商工業地域	0.073	5
農業地域	0.13	1
内陸山間地域	0.10	4
離島地域	0.079	4

※1 本調査は、平成 17 年 12 月 27 日付「アスベスト問題に係る総合対策」に基づき、環境省が平成 17 年度から毎年度継続して実施しているものです。アスベストによる大気汚染の状況を把握し、今後のアスベスト飛散防止対策の検討に当たっての基礎資料とするとともに、国民に対し情報提供するために実施しています。

※2 アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）によれば、3回捕集を一連の測定とし、各回の繊維数濃度を幾何平均したものを、当該地点の総繊維数濃度としています。また、繊維数が1本/Lを超えた場合、電子顕微鏡でアスベストを同定することとなっています。

【調査結果】

表 1-15-1 一般環境中における石綿濃度結果

測定日	繊維数濃度 (本/L)	総繊維数濃度 (本/L) (石綿以外の繊維を含む)
令和6年 10月16日	0.11 ~ 0.36	0.18
10月17日	0.28 ~ 0.34	
10月18日	<0.056 ~ 0.17	

【経年変化】

表 1-15-2 一般環境中石綿濃度 経年変化

調査期間	調査結果
令和5年10月10~12日	0.15 本/L
令和4年10月11~13日	0.24 本/L
令和3年11月15~17日	0.32 本/L
令和2年11月9~11日	0.35 本/L
令和元年11月20~22日	0.14 本/L
平成30年11月13~15日	0.26 本/L
平成29年9月19~21日	0.32 本/L
平成28年10月24~26日	<0.16 本/L
平成27年11月11~13日	0.44 本/L
平成26年10月15~17日	0.25 本/L

※調査地点は中部局（三軒町）、年1回の調査で3日間測定

印刷不可

入力方法

- ① 調査日ごとに、調査地点「中部局」と「衣丘小学校」の平均をとる
- ② 3日間の幾何平均を計算する

幾何平均とは

4と2の幾何平均は $\sqrt{8 \times 2} = 4$

変数が3のときは $\sqrt[3]{a \times b \times c} =$ となる。エクセルには
= (数字) ^ (1/3) と入力すれば良い。

6 大気汚染防止対策

(1) 届 出

【根 拠】

大 気 汚 染 防 止 法 …第6条第1項、第8条第1項、第17条の5第1項、第17条の7第1項、第18条第1項、第18条第3項、第18条の6第1項、第18条の6第3項、第18条の17、第18条の28第1項、第18条の30第1項、第27条第2項 等

県民の生活環境の保全等に関する条例…第7条第1項、第7条第2項、第9条第1項、第9条第2項、第28条第1項、第30条第1項 等

【届出件数】

表 1-16 大気関係届出件数（令和6年度）

[大気汚染防止法]

対象施設	届出種類	件 数
ばい煙 発生施設	使用	0
	設置	13
	構造等変更	5
	使用廃止	20
	氏名変更	8
	承継	1
一般粉じん 発生施設	使用	0
	設置	3
	構造等変更	0
	使用廃止	2
	氏名変更	2
	承継	0
揮発性有機化 合物排出施設	使用	0
	設置	1
	構造等変更	1
	使用廃止	2
	氏名変更	0
	承継	0
水銀排出施設	使用	0
	設置	0
	構造等変更	1
	使用廃止	0
	氏名変更	0
	承継	0
特定粉じん排出等作業実施		29
27条3項 通知	設置廃止等	13
	承継氏名変更	12
合計		113
石綿事前調査結果報告		3,878

[県民の生活環境の保全等に関する条例]

対象施設	届出種類	件 数
ばい煙 発生施設	使用	0
	設置	11
	構造等変更	2
	使用廃止	13
	氏名変更	13
	承継	0
粉じん 発生施設	使用	0
	設置	8
	構造等変更	13
	使用廃止	14
	氏名変更	13
	承継	1
炭化水素系 物質発生 施設	使用	0
	設置	1
	変更	0
	使用廃止	0
	氏名変更	1
	承継	1
大気 指定工場	使用	0
	設置	0
	変更	9
	使用廃止	0
	氏名変更	2
	承継	0
合計		102

注1) 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設の届出はない。

注2) その他、施設の修正6件、みなし廃止3件

【該当施設数】

表 1-17 大気汚染防止法及び電気事業法のばい煙発生施設数

施設 番号	ばい煙発生施設	大気汚染防止法施設数		電気事業法施設数	
			うち旧豊田市		うち旧豊田市
1	ボ イ ラ ー	443	405	0	0
2	ガス発生炉・加熱炉	1	1	0	0
5	溶 解 炉	48	48	0	0
6	金 属 加 熱 炉	161	150	0	0
10	直 火 炉	1	1	0	0
11	乾 燥 炉	74	72	0	0
13	廃 棄 物 焼 却 炉	10	9	0	0
24	鉛 溶 解 炉	1	1	0	0
29	ガ ス タ ー ビ ン	7	7	48	46
30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	12	12	109	94
31	ガ ス 機 関	0	0	16	16
合 計		758	706	173	156
対 象 事 業 所 数		136	115	100 (29)	89 (26)

(注) () 内は、大気汚染防止法に係る事業場数と重複する。

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

表 1-18 大気汚染防止法の粉じん発生施設数

大気汚染防止法施行令第3条、第3条の2（昭和43年11月30日政令第329号、最終改正令和3年9月29日政令第275号）

施設番号・粉じん発生施設			施設数	うち旧豊田市
一般粉じん発生施設	2	堆 積 場	35	29
	3	ベ ル ト コ ン ベ ア ・ バ ケ ッ ト コ ン ベ ア	245	217
	4	破 碎 機 ・ 摩 碎 機	26	17
	5	ふ る い	13	9
	合 計		319	272
特定粉じん発生施設			0	0

（令和7年3月31日現在）

表 1-19 大気汚染防止法の揮発性有機化合物排出施設数

大気汚染防止法施行令第2条の3（昭和43年11月30日政令第329号、最終改正令和3年9月29日政令第275号）

施設番号・発生施設		施設数
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	35
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	11
合 計		46
対 象 事 業 場 数		6

（令和7年3月31日現在）

表 1-20 県民の生活環境の保全等に関する条例のばい煙発生施設等

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則第4条、第5条、第6条（平成15年8月22日愛知県規則第87号、最終改正令和5年3月22日愛知県規則第4号）

特 定 施 設	施 設 数
ば い 煙 発 生 施 設	538
粉 じ ん 発 生 施 設	1,003
炭 化 水 素 系 物 質 発 生 施 設	27

（令和7年3月31日現在）

(2) 立入検査

【根 拠】

- ・ 大気汚染防止法第 26 条「報告及び検査」
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例第 104 条「報告及び検査」

【調査概要】

- ・ 届出内容の確認、運転及び管理状況の確認・指導
- ・ 使用燃料の確認及びばい煙発生施設に係る自主測定結果の確認・指導
- ・ 特定粉じん排出等作業に係る飛散防止措置の確認・指導
- ・ 石綿含有事前調査実施確認のための確認・指導
- ・ 令和 6 年度立入事業所件数 延べ 111 件

【調査結果】

表 1-21 大気汚染防止のための立入事業所件数（令和 6 年度）

立入調査の種類	件 数	調 査 概 要
法令に基づく調査	38	大防法又は県条例対象のばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設への立入検査
特定粉じん排出等作業の事前確認調査	23	特定粉じん排出等作業実施届出書に基づく粉じんの飛散防止措置の確認
建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール	10	建設行政部局等と連携したパトロール、建築物の解体工事現場等における大気汚染防止法の遵守状況の確認
解体等作業場への立入検査	41	建築物の解体工事現場等で石綿含有事前調査や掲示、作業方法等の確認
その他	0	上記に該当しない確認

表 1-22 行政処分等の実施件数

	件数
停止命令、改善命令	0
改善勧告	0
文書による指導	0

(3) 大気汚染物質排出量総合調査

【調査概要】

市内のばい煙発生施設を対象に、前年度の燃原料の使用実態や設置者によるばい煙測定結果等を調査し、本市の大気汚染物質の年間総排出量を推計します。

【調査結果】

調査年度は、その前年度の使用実態を示します。過去5年間と比較すると、硫黄酸化物は横ばい、窒素酸化物及びばいじんは減少傾向です。

表 1-23 大気汚染物質排出量総合調査結果

(単位：千トン)

調査年度	硫黄酸化物 (SO ₂ 換算)	窒素酸化物 (NO ₂ 換算)	ばいじん
平成 17 年度	0.616	1.360	0.158
平成 18 年度	0.496	1.201	0.154
平成 19 年度	0.391	1.012	0.134
平成 20 年度	0.347	0.876	0.162
平成 21 年度※	0.249	0.792	0.162
平成 22 年度	0.281	0.790	0.126
平成 23 年度	0.250	0.852	0.129
平成 24 年度※	0.179	0.797	0.108
平成 25 年度	0.192	0.754	0.092
平成 26 年度※	0.261	0.714	0.082
平成 29 年度※	0.137	0.524	0.046
令和 2 年度※	0.120	0.316	0.031

※環境省調査結果のため、県条例対象施設を除く。



図 1-12 排出量調査経年変化

（４）光化学スモッグ及び微小粒子状物質（PM2.5）緊急時対策

【根 拠】

- ・ 大気汚染防止法第 23 条「緊急時の措置」
- ・ 愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱
- ・ 豊田市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱
- ・ 愛知県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要綱
- ・ 豊田市微小粒子状物質注意喚起実施要綱

【発令状況】

- ・ 令和 6 年度は、豊田区域（旧豊田市及び旧藤岡町）における光化学スモッグ予報の発令が 1 回ありました。また、豊田市を含む西三河区域における PM2.5 注意喚起情報の発令はありませんでした。
- ・ 市内における光化学スモッグによる健康被害の届出及び PM2.5 に関する健康相談はありませんでした。

表 1-24 光化学スモッグ及び PM2.5 注意喚起情報発令状況

年度	S59	H 6	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
注 意 報 発 令 回 数	0	1	1	1	0	1	1	5	3	4	0	1	0
予 報 発 令 回 数	2	0	0	0	3	6	3	8	7	5	5	4	3
発 令 日 数	2	1	1	1	3	6	3	8	7	7	5	4	3
PM2.5 注意 喚 起 情 報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
注 意 報 発 令 回 数	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
予 報 発 令 回 数	1	0	2	1	1	2	2	0	0	0	2	1	
発 令 日 数	1	0	2	1	1	2	2	0	0	0	2	1	
PM2.5 注意 喚 起 情 報	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※平成 19 年 7 月 27 日より、対象区域が、旧豊田市から旧豊田市及び旧藤岡町に拡大しました。

【参考資料】

ア 大気汚染防止法と県民の生活環境の保全等に関する条例の相違点(令和7年3月31日現在)

表 1-25 ばい煙発生施設の規制対象物質

物 質 名		法	県条例
硫黄酸化物		○	○
ばいじん		○	○
有害物質	窒素酸化物	○	注 1
	カドミウム及びその化合物	○	○
	塩素	○	○
	塩化水素		○
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	○	○
	鉛及びその化合物	○	○
	ベンゼン	注 2, 注 3	○
	硫化水素	—	○
	二硫化炭素	—	○
	シアン及びその化合物	—	○
	ホルムアルデヒド	注 2	○
	トルエン	注 2	○
	キシレン	—	○
	ノルマルヘキサン	—	○
	シクロヘキサン	—	○
	メチルアルコール	—	○
	酢酸エチルエステル	—	○
	酢酸ブチルエステル	—	○
	メチルエチルケトン	—	○
	トリクロロエチレン	注 2, 注 3	○
	テトラクロロエチレン	注 2, 注 3	○
	ジクロロメタン	注 2	○
	アクリロニトリル	注 2	○
	酸化エチレン	注 2	○
合 計		7	25

注 1) 「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」を適用

注 2) 有害大気汚染物質のうち優先取組物質

注 3) 有害大気汚染物質のうち指定物質（指定物質抑制基準を適用）

表 1-26 ばい煙発生施設に係る豊田市域の規制適用状況

	硫 黄 酸 化 物		ばい じん	窒素 酸化物	有害 物質
	K 値規制	総量規制			
法	○ (旧豊田市 : K=9.0 旧町村 : K=17.5)	× ^{注1}	○	○	○
県条例	○ (旧豊田市 : K=9.0 旧町村 : K=17.5)	○ ^{注2} (旧豊田市のみ 適用)	○	× ^{注3}	○

注 1) 名古屋地域、衣浦地域のみ適用

注 2) 三河山間部を除く県域すべてに適用

注 3) 「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱 (H18. 4. 1 施行)」を適用

表 1-27 県条例対象の粉じん発生施設について

区 分	条 例 対 象 施 設
対象施設の 横 だ し	鉱物等の堆積場、粉碎機・研磨機等、打綿機及び混打綿機、チップー及び碎木機、吹付け塗装機
対象規模の す そ 出 し	(1) コークス炉…原料の処理能力 20 トン/日以上 (法は、50 トン/日以上) (2) 堆積場…面積 500 m ² 以上 (法は、1,000 m ² 以上) (3) ベルトコンベア…ベルトの幅 50cm 以上 (法は、75cm 以上) (4) バケットコンベア…バケット内容積 0.01 m ³ 以上 (法は、0.03 m ³ 以上) (5) 破碎機及び摩砕機…原動機の定格出力 15kW 以上 (法は、75kW 以上)

イ 規制の概要等

表 1-28 規制の概要について

規制物質		物質の例	発生形態	発生施設	規制基準等	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	SO ₂ 、SO ₃	物の燃焼	ばい煙発生施設	〔排出基準〕 K値規制、総量規制、 燃料使用基準	改善命令 直罰など
	ばいじん	すす 等	同上又は 熱源としての 電気の使用	同上	〔排出基準〕 濃度規制	同上
	有害物質	NO _x 、Cd、 Pb、HF、 Cl ₂ 、HCl 等	物の燃焼、 合成、分解、 加圧等（機 械的処理を 除く）	同上	〔排出基準〕 濃度規制 NO _x については、総量 規制基準もある。	同上
	特定有害物質	（未指定）	物の燃焼	同上	〔排出基準〕 K値規制	同上
水銀	水銀	水銀	同上	水銀排出施設	〔排出基準〕 濃度規制	改善命令な ど
揮発性有機化合物	揮発性有機化合物	トルエン、 キシレン、 1,3,5-トリ メチルベン ゼン等	塗装、接着、 印刷、工業 用洗浄等	揮発性有機 化合物排出 施設	〔排出基準〕 濃度規制	同上
粉じん	一般粉じん	セメント粉、 石灰粉 等	物の粉碎、 選別、堆積 等機械的処 理	一般粉じん 発生施設	〔構造・使用・管理 の基準〕	基準適合命 令
	特定粉じん	石綿（アスベスト）	解綿、切断、 研磨等	特定粉じん 発生施設	〔敷地境界基準〕 敷地境界線における 濃度基準	改善命令
	特定粉じん排出等作業	石綿（アスベスト）	建築物の解体等	特定工事	〔作業基準〕	作業基準適合命令等
有害大気汚染物質のうち指定物質		ベンゼン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン	乾燥、混合、 蒸留、洗浄、 貯蔵、反応 施設等	指定物質排出施設	〔指定物質抑制基準〕 濃度基準	排出又は飛散の抑制勧告
自動車排出ガス		CO、HC、 Pb、NO _x 、 粒子状物質	自動車の運行	特定の自動車	〔許容限度〕 道路運送車両法による 保安基準等で確保	車両検査、 整備命令等 （他法による）
特定物質		フェノール、 ピリジン 等	物の合成等 の化学的処 理中の事故	特定施設（政 令等で特定 せず）	なし	事故時の措置命令

表 1-29 大気汚染防止法に係る届出

対象施設	届出種類	様式	届出期限等	備 考	
ばい煙 発生施設	使用 (7条1項)	[第 1]	30 日以内		改善命令・一時停止 命令 (14条)
	設置 (6条1項) 変更 (8条1項)	[第 1] [第 1]	実施の制限 (10条1項) 60 日経過後に 着手	計画変更命令等 (9条) 受理日から 60 日以 内	
	氏名変更 (11 条) 使用廃止 (11 条) 承継 (12 条)	[第 4] [第 5] [第 6]	30 日以内		
	実施制限期間の短縮 (10条2項)				
	事故時の措置 (17条) ※特定施設含む		直ちに通報	措置命令 (17条第3項)	
水銀 排出施設	使用 (18条の29)	[第 3 の 6]	30 日以内		改善・一時停止勧告 (18条の34第1項) 改善・一時停止命令 (18条の34第2項)
	設置 (18条の28) 変更 (18条の30)	[第 3 の 6] [第 3 の 6]	実施の制限 (18条の32) 60 日経過後に 着手	計画変更命令等 (18条の31) 受理日から 60 日以 内	
	氏名変更 (18条の36第2項) 使用廃止 (18条の36第2項) 承継 (18条の36第2項)	[第 4] [第 5] [第 6]	30 日以内		
	実施制限期間の短縮 (18条の36第1項)				
揮発性有機化 合物排出施設	使用 (17条の6)	[第 2]	30 日以内		改善命令・一時停止 命令 (17条の11)
	設置 (17条の5) 変更 (17条の7)	[第 2] [第 2]	実施の制限 (17条の9) 60 日経過後に 着手	計画変更命令等 (17条の8) 受理日から 60 日以 内	
	氏名変更 (17条の13第2項) 使用廃止 (17条の13第2項) 承継 (17条の13第2項)	[第 4] [第 5] [第 6]	30 日以内		
	実施制限期間の短縮 (17条の13第1項)				
一般粉じん 発生施設	使用 (18条の2)	[第 3]	30 日以内		基準適合命令・一時 停止命令 (18条の4)
	設置 (18条1項) 変更 (18条3項)	[第 3] [第 3]	(設置前まで)		
	氏名変更 (18条の13第2項) 使用廃止 (18条の13第2項) 承継 (18条の13第2項)	[第 4] [第 5] [第 6]	30 日以内		
特定粉じん 発生施設	使用 (18条の7)	[第 3 の 2]	30 日以内		改善命令・一時停止 命令 (18条の11)
	設置 (18条の6第1項) 変更 (18条の6第3項)	[第 3 の 2] [第 3 の 2]	実施の制限 (18条の9) 60 日経過後に 着手	計画変更命令等 (18条の8) 受理日から 60 日以 内	

	氏名変更 (18 条の 13 第 2 項) 使用廃止 (18 条の 13 第 2 項) 承継 (18 条の 13 第 2 項)	[第 4] [第 5] [第 6]	30 日以内		
	実施制限期間の短縮 (18 条の 13 第 1 項)				
特定粉じん 排出等作業	実施 (18 条の 17)	[第 3 の 5]	14 日前まで	計画変更命令 (18 条の 18) 受理日から 14 日 以内	基準適合・一時停止 命令 (18 条の 21)

(注) 特定工場（総量規制）に係る届出については、豊田市域は適用されないため省略

表 1-30 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出

対象施設	届出種類 [様式]	届出期限等	備 考	
ばい煙 発生施設	使用 (8条1項) [第 1]	30 日以内		改善命令・一時停止命令 (19条1項)
	設置 (7条1項) [第 1] 変更 (9条1項) [第 1]	実施の制限 (12条1項) 60 日経過後に着 手	計画変更命令・計画廃止 命令 (10条1項) 受理日から 60 日以内	* 基準適合命令 (24条2項) * 一時停止命令 (24条2項) [* アーク、乾燥、電気炉]
	氏名変更 (13条1項) [第 14] 使用廃止 (13条1項) [第 15] 承継 (14条3項) [第 24]	30 日以内		
	実施の制限の期間短縮 (12条2項)			
粉じん 発生施設	使用 (8条2項) [第 2]	30 日以内		基準適合命令・一時停止命 令 (20条1項)
	設置 (7条2項) [第 2] 変更 (9条2項) [第 2]	(設置前まで)		
	氏名変更 (13条2項) [第 16] 使用廃止 (13条2項) [第 17] 承継 (14条3項) [第 24]	30 日以内		
炭化水素系 物質発生 施設	使用 (8条2項) [第 3]	30 日以内		基準適合命令・一時停止命 令 (20条1項)
	設置 (7条2項) [第 3] 変更 (9条2項) [第 3]	(設置前まで)		
	氏名変更 (13条2項) [第 18] 使用廃止 (13条2項) [第 19] 承継 (14条3項) [第 24]	30 日以内		
大気指定 工場等 (注)	使用 (29条1項) [第 26]	30 日以内		改善命令・一時停止命令 (34条1項)
	設置 (28条1項) [第 26] 変更 (30条1項) [第 26]	実施の制限 (32条1項) 60 日経過後に着 手	計画変更命令・計画廃止 命令 (31条) 受理日から 60 日以内	
	氏名変更 (35条) [第 28] 使用廃止 (35条) [第 29] 承継 (35条) [第 30]	30 日以内		
	実施の制限の期間短縮 (32条2項)			

(注) 大気指定工場等の規制をうけるのは平成 17 年 3 月 31 日における豊田市地域(旧豊田市)

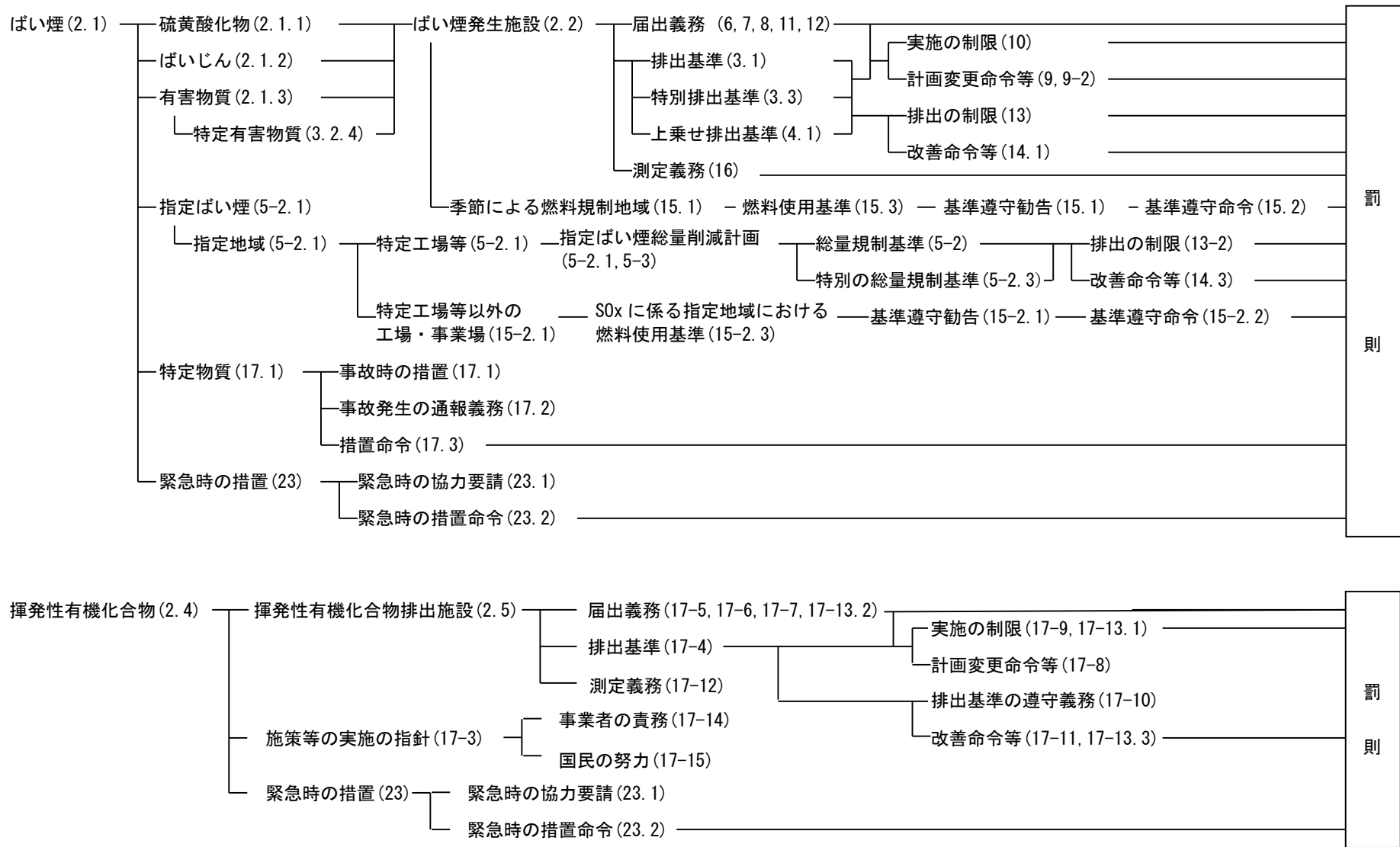


図 1-13-1 大気汚染防止法体系図 (その 1)

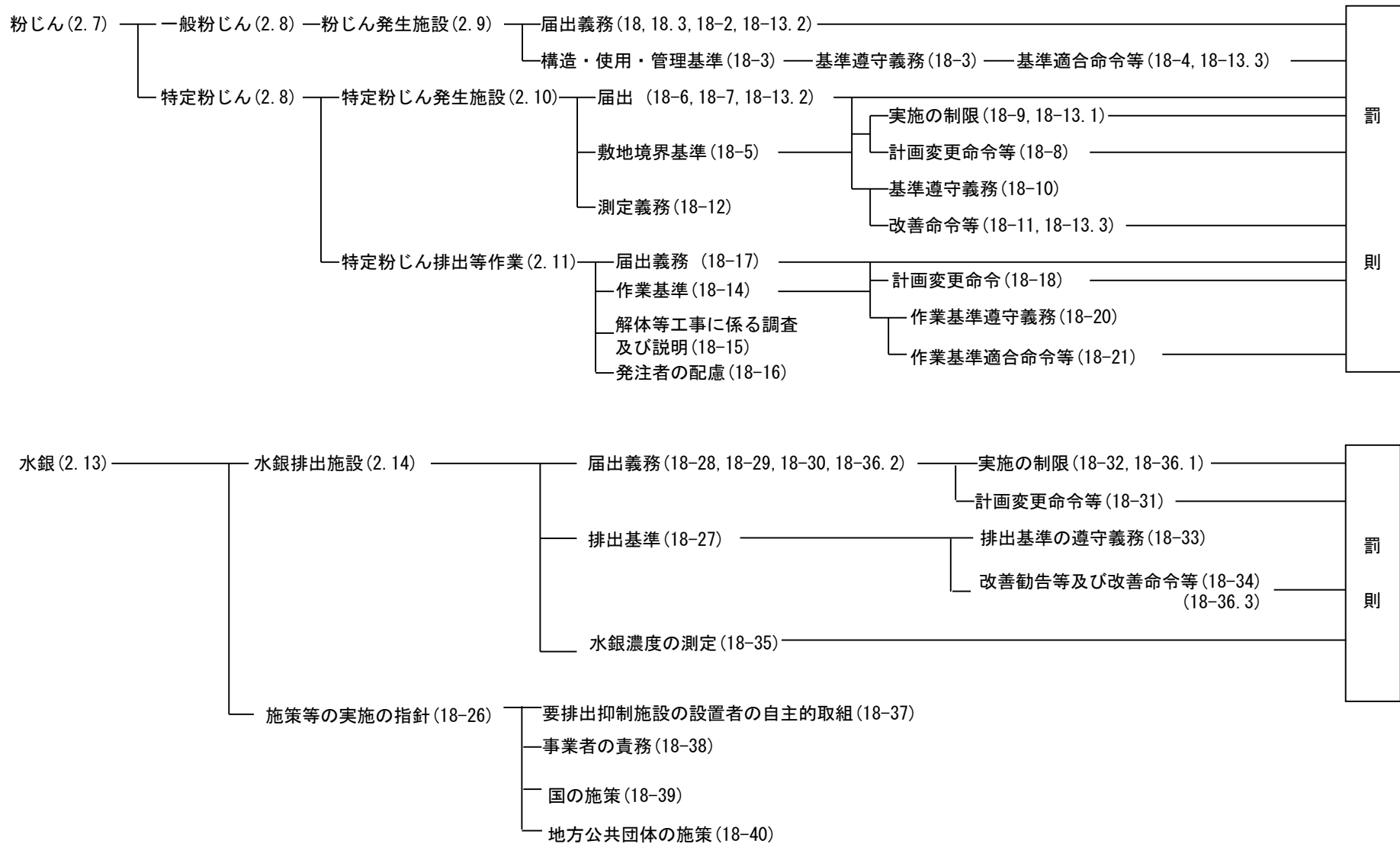


図 1-13-2 大気汚染防止法体系図（その2）

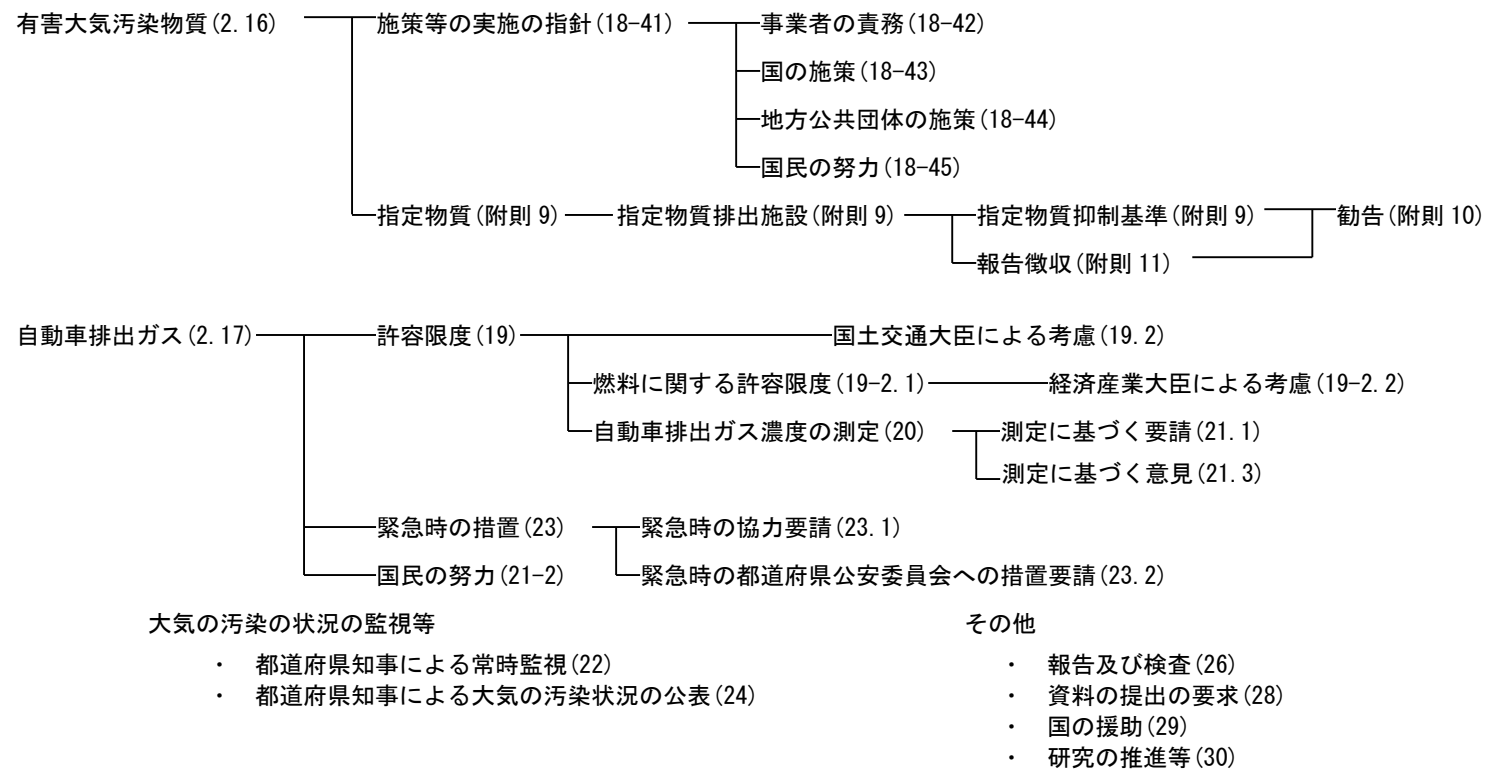


図 1-13-3 大気汚染防止法体系図（その3）